

2017/01/17 発行

水源連だより

水源開発問題全国連絡会

SUIGENREN
DAYORI
No.76

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

電話 045-877-4970 FAX 045-877-4970

郵便振替 00170-4-766559

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://suigenren.jp/>

《水源連はパゴニア日本支社の助成を受けています》



11.12~13
鬼怒川水害現地視察

水源連第23回総会報告

～目次～

- | | |
|--|----|
| ・事務局からの報告とお願い | 1 |
| ・鬼怒川水害氾濫地区視察報告 | 4 |
| ・水源連第23回総会報告 | 6 |
| ・石木ダムに関する特別決議 | 13 |
| ・2016年会計報告と2017年予算方針 | 14 |
| ・水源連総会のダム問題討議資料の説明 | 15 |
| 1、水需要が減り続け、水余りが一層進行する時代に新規のダム事業がひつようであるはずがない | 16 |
| 2、鬼怒川水害を引き起こした国交省の責任 | 20 |
| 3、ダム事業推進のため、耐越水堤防の普及をやめた国交省（耐越水堤防をめぐる経過） | 24 |
| 4、ダム検証の実態（推進のお墨付きを与える道具と化したダム検証） | 28 |
| ・伊賀の水源を守ろう！ | 32 |



事務局からの報告とお願い

1. 11月12日、鬼怒川氾濫地域現地視察、翌13日、水源連23回総会を持ちました。



2015年9月の線状降水帯の豪雨による洪水で、鬼怒川下流域では無堤防地区からの溢水と、堤防高が著しく低い箇所での越水による破堤で、茨城県常総市等が甚大な被害を受けました。その根本原因は、治水効果が稀薄なダム建設に巨額の河川予算を投入する一方で、氾濫の危険性が高い鬼怒川下流域の河道を未整備のまま放置していたことにあります。国土交通省は越水に耐え得る耐越水堤防の工法が確立しているにもかかわらず、ダム事業の推進の妨げになるとして、その普及をストップしてきました。

今年の水源連総会はこの問題に焦点を当てて、現地視察と総会を持ちました。

詳しくは別掲の「現地視察報告」「第23回総会報告」をお読みください。



2. 総会後の現地の状況

(1) 石木ダム問題の近況

- 石木ダム予定地こうばるでは、相変わらず、石木ダム工事事務所職員が「付替道路工事をさせてください」と工事現場入り口に来ています。もちろん、地権者と支援者の皆さんは「必要のない工事は止めてほしい」と抗議し、それを許していません。15分程度で工事事務所職員は帰っているようです。
- 12月20日には長崎地方裁判所佐世保支所は、「石木ダム工事差止仮処分申立」を不当にも却下してしまいました。「緊急にストップしなければならない状況はない」が却下の理由でした。

その理由は、決定書の「第3 争点に対する判断」に書かれています。

その要点は、

- 1, 仮処分は、「債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるため、これを必要とするとき」(民事保全法23条2項)にのみ認められる。
- 2, 債権者らが主張する各被保全権利の侵害が現に差し迫り、本件各工事の続行を禁止しなければ被保全権利の侵害を予防することのできない緊急の必要性があるとは認められない。

というものです。

「権利の侵害が現に差し迫っていない」というのが却下の理由ですが、これは現地での「付替道路工事中止要請行動」をまったく無視したものであり、現状の緊急性に対する認識が誤っています。

申立人と弁護団は12月21日に即時抗告する旨の声明を発表し、12月28日に福岡高等裁判所に即時抗告を提出しました。

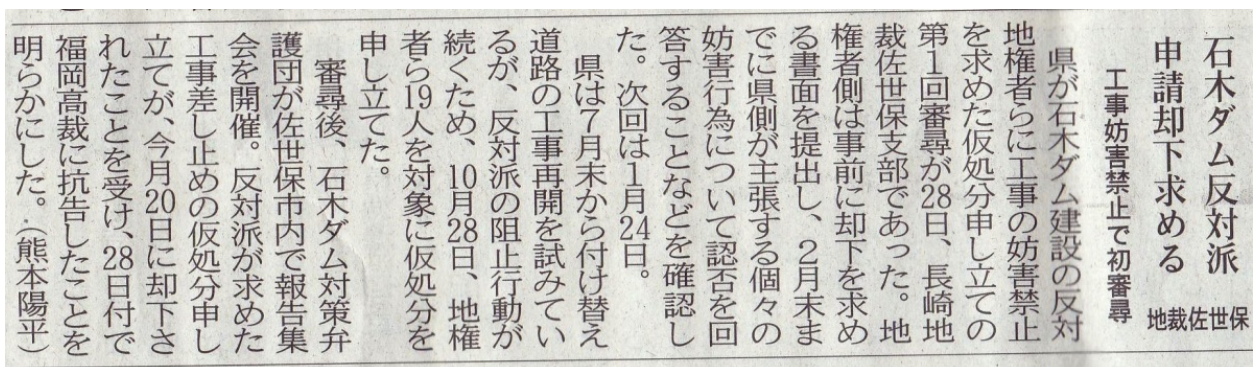
12月24日の長崎新聞は、「不要な石木ダムのために生活の多くを奪われてきた居住者の実態をまったく見ていない。石木ダムは見直さねばならない。」との論説を発表しています。詳しくは、水源連ホームページの<http://suigenren.jp/news/2016/12/28/8830/>をご覧ください。

- 12月22日、石木ダム事業認定取消訴訟を審理している長崎地方裁判所は現地視察（現地進行協議）を行いました。13世帯一軒一軒を裁判官が訪問し、居住者の意見を聞きました。13世帯の皆さんはそれぞれの生活の様子を伝え、「これからも、この地にずっと暮らし続けたい。」と裁判官の皆さんに訴えました。

付替道路工事に抗議している皆さん19人に対して長崎県が不当にも「通行妨害禁止仮処分申立」を長崎地方裁判所佐世保支所に提出しました。12月28日にその第1回の審尋が開かれました。

もちろん、19人の皆さんは申請却下を求めました。

長崎新聞の記事を掲載します。



長崎県がこの申立てで、妨害の事実を証明する証拠としてなんと、写真家・村山嘉昭さんの写真集「石木川のほとりにて 13家族の物語」に掲載されている写真を裁判所に提出しました。村山さんは、作家としての使用目的にまったくそぐわない、無断での流用であることに強く抗議しています。村山さんの抗議を伝える朝日新聞長崎版2016年12月27日の記事を掲載します。

写真家が県に抗議石木ダム仮処分で写真無断使用

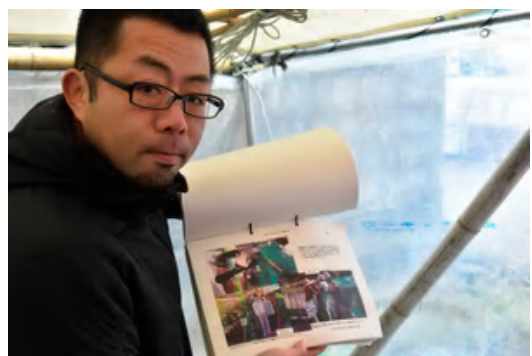
（朝日新聞長崎版2016年12月27日）<http://digital.asahi.com/articles/ASJDV3Q9VJDVTOLB001.html>
（写真）自分の写真が使われた県の書類を手にする村山さん＝川棚町石木郷

県と佐世保市が川棚町で進める石木ダム建設計画で、地権者らによる工事妨害行為の禁止を求めて県が今年10月に仮処分を申し立てた際、提出書類の中に東京都内の写真家村山嘉昭さん（45）が撮影した写真集の写真4枚が使われていたことがわかった。村山さんは26日、県石木ダム建設事務所（同町石木郷）に「自分の意図と大きく異なる使われ方をした」との抗議文を提出し、写真の削除を求めた。

県が申し立てた仮処分は、ダム反対の地権者ら19人に、付け替え道路工事現場への県や工事業者の通行を妨害しないよう求めるもの。10月28日、長崎地裁佐世保支部に申し立てた。

村山さんによると、県が提出した証拠書類に、今年5月刊行の自身の写真集「石木川のほとりにて13家族の物語」の写真4枚が使われ、工事を妨害したとされる人物5人の特定に使われているという。村山さんは、知事宛ての抗議文で「撮影者と被写体の信頼関係をないがしろにする行為」「著作権を有する私の人格権を著しく侵害した」などとして、県に証拠書類からの削除を求めた。

知事宛ての質問書も提出。写真を裁判資料に使うことを決めた経緯や、「著者の同意を求めるべきだとは考えなかったのか」などを尋ね、1カ月以内の回答を求めた。



同事務所によると、書類は主に県河川課が作成。同事務所の浅岡哲彦次長は取材に、村山さんの写真が使われていることを認めた上で「弁護士に相談したところ法的に問題ない、との判断だった」と答えた。村山さんは取材に「地権者らがどう考えているのかを知ってもらうための写真集。撮らせてもらう以上、ふるさとを守りたいという地権者らの心を尊重して撮っている。その意図と違う使われ方をしている」と話した。（福岡泰雄）

（2） 伊賀市の川上ダム問題

「伊賀の水源を守る連絡協議会」の皆さんは、「今ある伊賀各地の水源・浄水場を守り、無駄な大型公共事業による水源開発（ダム開発への利水参画）を再考し、もう一度市民レベルで新水道ビジョンを創ることを提案します」と伊賀市民の皆さんに訴えています。

伊賀市は木津川も水道水源として利用していますが、その水利権は川上ダムが完成するまでの暫定豊水水利権になっています。しかし、これまでに取水制限を受けたことはなく、安定水利権として扱うことにまったく問題ありません。

そして、伊賀市は川上ダムができたら、今まで使われてきた伊賀各地の自己水源の多くを廃止する計画を進めていますが、水源の多様性を確保するため、既存の自己水源を使い続けることが重要です。

本来は不要な川上ダムのために伊賀市民は 200 億円以上の巨額の負担をしなければなりません。

「伊賀市の水源を守ろう！」を訴える「伊賀の水源を守る連絡協議会」のチラシは別掲のとおりです。伊賀市にお住まいの方をご存知であれば、是非、この問題をお知らせください。

3. 新年度会費納入のお願い

水源連の会計年度は 11 月 1 日から 10 月 31 日です。

2017 年度が始まりましたので、会費の納入をよろしくお願いいたします。

個人年会費は 3,000 円、団体年会費は 5,000 円です。年会費を納入いただいているみなさまには、水源連だよりはもちろん、当該年度の総会資料集もお送りいたします。

会費は添付のゆうちょ銀行払込取扱票で納入をお願いします。納付の際は電子メールアドレスもしくは F A X 番号もご記入ください。

物入りのところ恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

振込先 ゆうちょ銀行 口座名 水源開発問題全国連絡会
口座番号 00170-4-766559

鬼怒川水害氾濫地区視察報告

2016 年 11 月 12 日午後、25 名が参加して常総市内氾濫の被災者である逆井正夫さんと古谷修一さんの案内で、現地視察を行いました。幸い晴天に恵まれ、14 時過ぎから日暮れまで、じっくりと、同災害の被害状況と原因追求、及び、災害復旧の状況を見ることが出来ました。

鬼怒川水害の詳細は水源連ホームページ掲載の補足資料集 <http://ur0.work/AMjy> の 1～4 ページ「11 月 12 日現地視察の資料」を参照願います。

◎ 鬼怒川水害の概要

鬼怒川下流の氾濫は 2015 年 9 月 8 日から 10 日にかけて南北に線状降水帯が鬼怒川流域の東経 140 度付近に停滞したことによる降雨が直接の原因であるとされています。降雨状況を示す表を「平成 27 年 9 月 10 日台風 18 号豪雨結城市(右 40k)～常総市(左 15k)調査第 1 報 ー東京大学沖研究室ー」に掲載されているスライドから転載します。

降水量 (mm)	下妻	奥日光 (日光)	土呂部	五十里	今市	高根沢	真岡	宇都宮
8 日 13 時～10 日 13 時	212	460	541	606	618	199	196	299

鬼怒川は下流域は、川幅が広い中流域から急に川幅が狭くなることから、洪水氾濫が生じやすい状況にあります。鬼怒川上流域には 4 基の多目的ダムがありますが、ダム下流域、とりわけ茨城県内を流れる鬼怒川下流部は河道未整備のまま放置されていたことから、溢水と破堤が生じました。

- ・ 9 月 10 日 6 時頃に溢水が始まる (若宮戸)
- ・ 9 月 10 日 11 時に鬼怒川水海道観測所 (左岸 10.95km) で計画高水位を超過
- ・ 9 月 10 日 12 時 50 分に破堤発生 (三坂)

鬼怒川からの溢水、破堤の他に、八間堀川から鬼怒川への排水機場運転の誤りも氾濫を引き起こしています。鬼怒川と小貝川にはさまれた区域の一番低いところに位置している八間堀川は、鬼怒川からの氾濫水が流入し、八間堀川から鬼怒川に排水する排水機場のポンプの運転が止められたことで新八間堀川、旧八間堀川、八間堀川の周辺で二次的な氾濫が起きました。

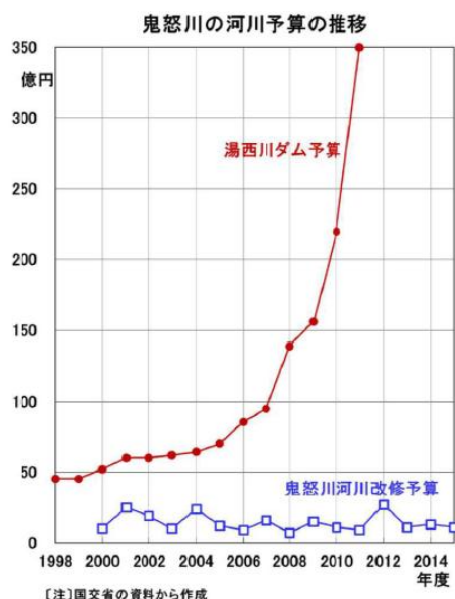
◎ 鬼怒川水害の原因と対応策等

ここでは要点のみを箇条書きにします。

1. 鬼怒川の茨城県内河道整備が非常に遅れていました。

- ① 25.35km の若宮戸地区 いわゆる自然堤防が掘削され、無堤防地区になっていました。国交省が大型土嚢を 2 段積みましたが、その上端は計画高水位を 1m も下回っていました。国はそれを知りながら、放置していたのです。9 月 10 日 6 時頃から溢水が始まっていました。
- ② 21.0km 三坂地区 堤防はありましたが、高さは計画高水位ギリギリで、堤防の天端、幅が 6m 必要なところが 4m しかない欠陥堤防でした。9 月 10 日は堤防天端高を 20 cm 超えて越水して堤防が洗掘され、12 時 50 分に破堤しました。
- ③ このような河道整備の遅れには、上流ダムの建設に巨額の費用を投じる一方で、堤防等の河道整備にはあまり費用をかけず、氾濫危険箇所を放置してきたことに起因しています。

鬼怒川上流域には3基の多目的ダムがありました。それに加えて4基目の多目的ダム、湯西川ダムが「必要性がないから中止を」の声を無視して建設されました。湯西川ダム事業費と河道改修費の使われ方を示した右のグラフは、ダム偏重をハッキリと示しています。嶋津氏は思川開発事業（南摩ダム）、湯西川ダム及び八ツ場ダムへの公金支出差止めを求める住民訴訟の中でこの事実を指



鬼怒川ではダム偏重の河川行政が続けられてきた。

湯西川ダムに巨額の河川予算が投入される一方で、河川改修の予算は毎年度10億円程度にとどめられてきた。

湯西川ダム	2012年度完成
建設事業費	1,840億円
負担額	
治水	1,144億円
かんがい	52億円
都市用水	644億円

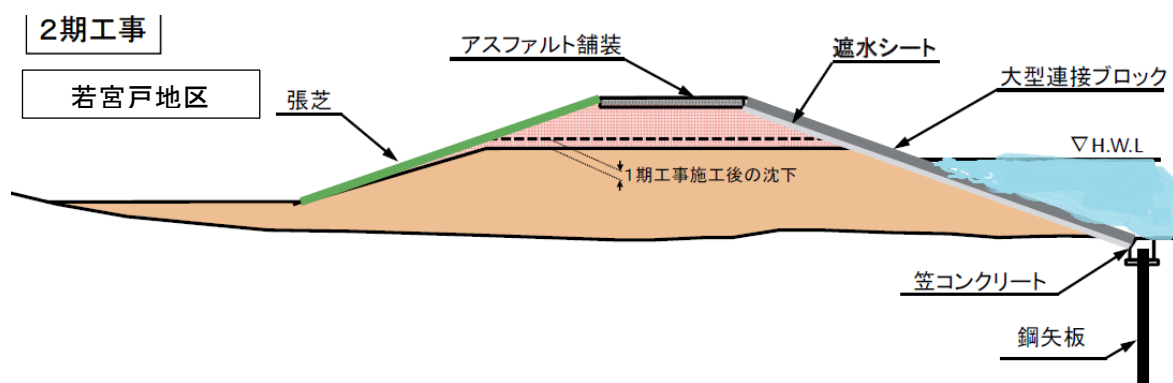
摘し、「鬼怒川下流域は河道整備があまりにも遅れているので、大規模氾濫の危険性が高い。湯西川ダム建設よりも河道整備を急ぐべきである。」と警告していました。その警告に耳を貸さずに湯西川ダム事業に邁進したことがこの大災害の根本的原因です。

④ 耐越水堤防の工法が開発されていましたが、国交省がお蔵入りにしてきました。

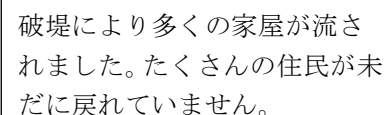
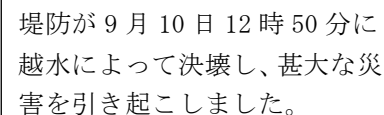
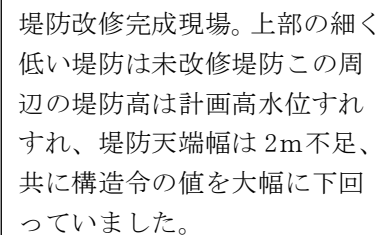
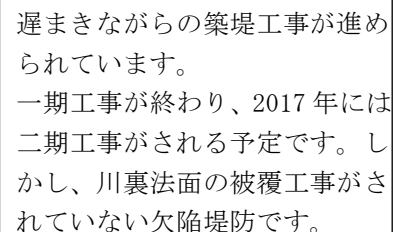
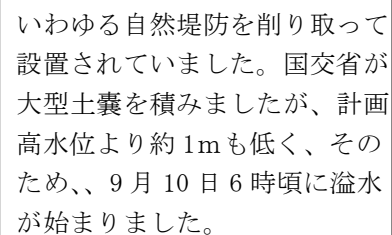
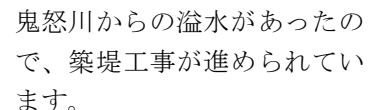
- ✧ 1980年代後から1990年代後半にかけて、耐越水堤防（フロンティア堤防、アーマーレビー）が実際に施工されていました。
- ✧ 2000年にはフロンティア堤防の推進を図る河川堤防設計指針（第3稿）がつけられました。
- ✧ 2001年12月の川辺川ダム住民討論集会でフロンティア堤防を採用すれば、川辺川ダムが不要になるとの指摘がされ、国交省はその後、上記の河川製防設計指針を撤回してしまいました。
- ✧ 国は、今もなお「越水に対応できるのはスーパー堤防のみ」としています。

2. 求められているのは、安価な耐越水堤防の普及です。

技術的に既に確立している耐越水堤防を普及することが急がれます。鬼怒川では緊急の河川改修工事が進められていますが、不思議なことに堤防の川裏法面（川の反対側の斜面。下図の張芝と書かれている部分）は芝を張るだけになっており、越水による洗掘を防ぐ連節ブロック等による被覆がされていません（下図）。



現地視察は、鬼怒川の下流側から上流（地図の下から上）へと遡る行程で、鬼怒川の氾濫に関係する地点を巡りました。写真が張り付いている地点は、説明を受けたところです。



下妻市前河原



25.35km 若宮戸
10日6時頃溢水

21.0km 三坂
10日12:50決壊

八間堀川排水機場



八間堀川氾濫・破堤現場

鬼怒川氾濫水の流入により、大生小学校付近の八間堀川が9月10日の夜に数か所決壊し、周辺が氾濫に見舞われました。現在、堤防の復旧工事が行われています。

八間堀川の排水樋管

八間堀川の水位が上昇したときに閉じられていなかったため、市内への逆流が起きました。

八間堀川の鬼怒川への排水門（八間堀水門）。

すぐ左下の同形物は八間堀川排水機場からの排水門。

八間堀川の水位が上昇すると、八間堀川への逆流防止で八間堀水門を閉め、排水機場のポンプを稼働して八間堀川から鬼怒川への排水を行います。9月10日はこのポンプ運転の誤りが氾濫を助長しました。

第 23 回水源連総会報告

全水道会館にて、2016 年 11 月 13 日午前 10 時から昼食を挟んで 15 時まで討議しました。予告では 14 時まで、とじていましたが、「ダム・スーパー堤防に依存しない治水対策 越水に強い堤防」について集中討議をしたため、1 時間延長させていただきました。

総合司会役を水源連事務局の西島和がつとめました。

共同代表の嶋津暉之が開会挨拶をしてから、常総氾濫がおきた茨城県在住の神原禮二さんと事務局会計の和波一夫を議長に選任し、総会は下記のように進行しました。

なお、総会で配付された資料集とそれを補足した補足資料集は水源連ホームページに掲載しました。総会資料集の URL は <http://urx.blue/AM20> 、補足資料集は <http://ur0.work/AMjy> です。参照のほどよろしくお願いいたします。

① 開会挨拶 嶋津暉之

② 議長団選出

③ 各地からの報告： (総会資料集 p8～【各地からの報告】)

この一年の活動経過報告を掲載した総会資料集の順番に沿って、北から順に報告が進みました。

◇ 成瀬ダム

事務局

◇ 最上小国川ダム 山本喜浩氏 補足資料集 <http://ur0.work/AMjy> p 9～10

- ・ 釣り人のシンボリックな川。ダム計画で釣り人が悩んできた。
- ・ 小国川漁協が 1963 年からウナギやアユの放流事業を行ってきた。特にアユは琵琶湖産の鮎に冷水病がはやってからは、地場産のアユ稚魚を育てて放流している。

◇ ハッ場ダム

神原禮二氏

- ・ ハッ場あしたの会からの報告 事務局

◇ 砂防ダム

田口康夫氏

◇ 思川開発 (南摩ダム)

高橋比呂志氏

◇ 設楽ダム

市野和夫氏

◇ 木曽川水系連絡導水路

在間正史氏

◇ 徳山ダム

近藤ゆり子氏

◇ 長良川河口堰

武藤仁氏

◇ 苦田ダム

橋本省吾氏

- ・ 利水は過大な水道需要予測に基づいていたので、今は費用負担に悩んでいる。
- ・ 利水容量の一部を治水容量に置き換え、利水負担分のうち、五億円/年が減額されている。

◇ 石木ダム

岩下和雄氏

- ・ 通行妨害禁止仮処分が出ても、抗議行動は続ける。
- ・ 収用は向こうの勝手な言い分。「当方は売り渡していない」のだから、耕作は続けるし、家屋が取り壊されようとも住み続ける。
- ・ 供託金が積まれることで当方が受け取らずとも課税され、納付義務が生じる。これはまったくの不道理。このような制度は止めさせなければならない。

◇ 北海道ダム群、鳥海ダム、霞ヶ浦導水事業、太田川ダム、大戸川ダム、丹生ダム、安威川ダム、川上ダム、立野ダム 事務局から報告

④ ダム・スーパー堤防に依存しない治水対策 耐越水堤防

2015 年 9 月の鬼怒川水害は、鬼怒川上流四基のダム建設に巨額の事業費をつぎ込む一方で、下流域茨城県内の河道を未整備なままで放置していたことに起因しています。無堤防地区若宮戸からの溢水と、堤防高は計画高水位す

れすれで、堤防天端幅がわずか4 m（本来は6 m必要）という三坂地区の破堤、八間堀川から鬼怒川に排水する排水機場の運転停止が鬼怒川水害の主要原因です。

越水しても簡単には破堤しない堤防（耐越水堤防）が整備されていればこのような大規模氾濫を防ぐことができました。

鬼怒川水害を検証し、今後の治水対策について水源連として提言を出していくことも頭に置いて、一時間半ほど議論を行いました。

◇ 治水問題 嶋津暉之（総会資料集 p 56～ ダム問題討議資料）

- ・ 鬼怒川水害で問われる国交省の責任
- ・ 耐越流堤防を巡る経過
- ・ スーパー堤防の虚構

◇ 堤防問題専門家からの問題提起 石崎勝義氏（旧建設省土木研究所次長）
（総会資料集 ダム・スーパー堤防に依存しない治水対策）
住民を守る堤防の条件

◇ 鬼怒川水害被災者からの報告 逆井正夫氏・古谷修一氏（常総市民）
（総会資料集 ダム・スーパー堤防に依存しない治水対策）
1 年前、何が起きたか 水とともに生きて来た常総市の住民

◇ 討議

- ・ 2015 年鬼怒川水害（常総市）について 在間正史弁護士（補足資料集 2015 年鬼怒川水害（常総市）について）
- ・ 人命に及ぼす重大な水害がないと治水対策が進められてこなかった。鬼怒川水害があつて河道整備が進められている。まさに、人柱行政である。
- ・ 実現性がないうえ、住民追出しにつながるスーパー堤防は事業を廃止すべきである。
- ・ 耐越水堤防の普及を企図した 2000 年の「河川堤防設計指針第 3 稿」の復権を求め、耐越水堤防の整備を要求していく。
- ・ 日本中の河川の安全性を把握するには、すべての河川について、堤防が決壊を起こす流量とその生起確率年の開示を求めるのがよい。

⑤ 事務局報告、新年度の活動方針、総会特別決議、会計報告と予算

◇ 総会資料集「事務局からの報告と、こらからのこと」に沿って提案しました。詳しくは後ろに別掲します。

- ・ 事務局が関わったことの報告

石木ダム

公共事業改革市民会議

「公共事業チェック議員の会」との連携

- ・ この一年を振り返る

経過

事業者（起業者）が用いる手法とその問題点

- 1) 実質的な住民参加が閉ざされている。
 - 2) 土地収用法では、起業者が事業認定申請を出すことで、強制収用・代執行が事実上約束されている。供託金受領を拒否しても課税されてしまう問題にどう対応するか。
 - 3) 司法が機能しない
- ・ 新年度の活動方針、総会特別決議、会計報告と予算（後掲）

⑥ 「ダム見直しの現状とダムをめぐる諸問題」 総会資料集【ダム問題討議資料】

II 利水問題

- 減り続ける水需要 水余りが一層進行する時代へ
- 石木ダムに参画する佐世保市水道の架空予測
- ダム完成後に架空予測をやめた神奈川県営水道と札幌市水道
- 厚生労働省も水道の水需要の大幅な減少を予測
- 暫定水利権問題（伊賀市と川上ダムを例にとって）

III 川の自然を取り戻すために

- 荒瀬ダム撤去の現状
- ウナギと河川環境の問題を考えるシンポジウム

IV ダムの費用便益比の問題（ダム推進のまやかしの根拠）

- 不特定（流水の正常な機能の維持）の便益計算の虚構（思川開発を例にとって）

V ダム見直しの経過とダム事業の現状

- ダム事業見直しの経過（ダム検証の前まで）
- ダム検証（2010年度～）の経過
- ダム検証の結果（推進ダムと中止ダム）
- 全国のダム予算の推移
- 今までの中止ダム

⑦ 討議・裁決

☆ ウナギ ダム・堰が生息域を限定している。

☆ 利水

- 水需要の減少で水不足にならないことが明らかになってきたので、ダム事業者はスーパー渇水への対応が必要だと言いつけてきている。
- 茨城の県水受水自治体は「自己水源を優先活用するので、県水の単価を下げてほしい。」と、県に要請している。
- 愛知 2015年度実績が目標年度予測を明らかに下回っているが、計画の見直しを先延ばしし、新たな水需要予測に取りかからない。
- 水資源開発促進法はもはや不要。廃止を求めよう！

☆ 治水

- 耐越流堤防整備はまずは、『部分的に弱いところ』への対応策』として求めていく。
- 堤防は、計画高水位をこえても壊れない。超過水位が1 m以下ならば、破堤しない。超過洪水対策として耐越流堤防の整備を求める。
- 消防団・水防団に情報を提供して理解を求めよう。
- 木曽川は新幹線橋梁のところが一番危ない。

☆ 事務局報告、方針（総会で承認されました）

⑧ 石木ダム問題に向けた取組みと特別決議 詳細は後ろに別掲します。

まったく無駄な石木ダム建設事業の中止を勝ち取って13世帯60人の皆さんを守り抜く上での水源連の取組みと特別決議を採択しました。

⑨ 議長団解任

⑩ 閉会挨拶

遠藤保男

私たちの課題 新年度の活動方針

1. 石木ダムを中止に追い込むことと、各現地での闘いに勝利すること。進行中のダム事業の中止獲得を目指します。

- ① 石木ダム中止に向けての取り組みを強化し、石木ダム建設絶対反対同盟 13 世帯約 60 名を守り抜く。長崎県・佐世保市が来年にもやりかねない 4 軒住居の収用裁決を許さない、行政代執行による取壊しを絶対に許さない状況造りを全国の仲間と共に展開します。
- ② 立野ダム、安威川ダム、川上ダム、木曽川連絡導水路、設楽ダム、八ッ場ダム、思川開発（南摩ダム）、霞ヶ浦導水事業、成瀬ダム、城原川ダム、鳥海ダム、平取ダム、サンルダム、最上小国川ダム、山鳥坂ダム、平瀬ダムなどの建設事業反対運動と連携を取り合い、中止に向けて取り組みます。

2. 下記課題克服を目指します。

- ① 実質的な住民参加が閉ざされている。
- ② 土地収用法 事業認定申請が強制収用に直結している実態
- ③ 司法が機能していない

「住民不在の公共事業を排除する」キャンペーンを展開したい。

3. 河川行政の抜本的な改善

昨年 9 月の鬼怒川水害を繰り返さないため、安価な堤防強化法による耐越水堤防の実現等、河川行政の抜本的な改善を求めます。

- ① 鬼怒川水害の実態を把握し、堤防決壊を引き起こした河川行政の問題を追及する。
- ② ダム等の大規模河川事業に河川予算の大半を投入する河川行政をあらため、安価な堤防強化法による耐越水堤防の実現を求めていく。
- ③ 金食い虫で点の整備しかできず、治水対策として意味がなく、地元住民の立ち退きを強制するスーパー堤防計画の中止を求めていく。

4. ダム等により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指す。

- ① とりわけ不要が明確で地域社会・自然環境に弊害をもたらすことも明白な、路木ダム、新内海ダム、太田川ダム等について、建設間もないことから撤去は難しいと思われるので、水抜き空っぽ運用を目指す。
- ② 瀬戸石ダムの撤去、諫早干拓の開門、長良川河口堰の開門、霞ヶ浦常陸川水門の開門など、河川の遮断によって自然環境が破壊されたところの回復を目指す運動と連帯する。
- ③ 自然環境の回復を目指すために、必要性が希薄となったダムリストを作成し、公表する。
- ④ もはやダム建設が必要とする時代が終焉していることを広く知らせるとともに、失われた自然と地域社会の回復に全力を入れる時代であることをパタゴニアなどと連携して、広くわかりやすくキャンペーンする。

5. 国会、政府対応

- ① 「公共事業チェック議員の会」等と連携して国会議員との情報共有を図るとともに、国にあたる。
- ② ダム中止後の生活再建支援法の成立をめざす。

6. ダム問題を広く知っていただくために

ダム事業の徹底見直しを実現するには問題意識を広く共有できるツールの活用が必要です。これまで通りの「水源連だより」、水源連MLの活用、水源連ホームページの充実を図っていきます。水源連ホームページは水源連仲間だけではなく全国の皆さん

への情報発信・情報交換の場として活用していきます。皆様からの情報提供をよろしくお願いいたします。

これからもパタゴニアと連携して、ダム問題と川の望ましい姿について多くの方と語り合えるよう努めます。

7. 今年度の運営体制（案）

- | | |
|--------|-----------|
| ・ 顧問 | 藤田 恵 |
| ・ 共同代表 | 嶋津暉之 遠藤保男 |
| ・ 事務局長 | 遠藤保男 |
| ・ 会計 | 和波一夫 |
| ・ 会計監査 | 川合利恵子 |

石木ダムを中止させるための水源連の取り組み

1. 石木ダム建設絶対反対同盟からの要請に応える。

2. 事業認定取消訴訟・執行停止申立、工事差止め仮処分申立ての支援

- ① 工事差止め仮処分申立ての申立人募集が再開されたならば、募集に取り組む。
石木ダム事業によって侵害される権利（人格権）の防衛が目的
石木ダム事業が許されるならば、下記事項をまねく。
 - ・ 無駄な事業による人権侵害。
 - ・ 無駄な事業による環境破壊。
 - ・ 無駄な事業への税金支出。
 - ・ 本来優先されるべき事業の停滞
- ② 準備書面等の作成を支援する。
- ③ 弁護団会議に参加（スカイプ参加も含めて）
- ④ 口頭弁論・審尋に参加
- ⑤ 進行状況について水源連ホームページに掲載し、全国への共有化を図る。
- ⑥ 共有地運動に協力いただいた皆さんには「こうばるからこんにちは」で情報共有を図る。

3. 国会対策

- ① 「公共事業チェック議員の会」等を通じて、国会内に石木ダム問題の周知を図る。
- ② 「公共事業チェック議員の会」による、事業認定庁を含めた関係省庁からのヒアリング、長崎県・佐世保市への指導要請などの実現。
- ③ 真島省三衆議院議員による国交省・厚労省等へのヒアリング継続
- ④ 石木ダム対策議員の会（仮称）の立ち上げ。

◎ 公共事業改革市民会議等との連携

土地収用法を適用した横浜環状道路、家屋撤去を強行した江戸川スーパー堤防とあわせて、人権を無視した「事業ありき」の強権的事業推進を止めさせる。

- ① 連携して、院内集会を開催する。
- ② 連携して、国土交通委員会への取組みを試みる。

◎ 広範な視点からの世論形成

- ① 水源連の3ツール（ML、ホームページ、水源連だより）を通じての情報共有と呼びかけ。
- ② アースデイなど催しへの参加。

③ 機会あるごとに、石木ダム中止に向けた世論形成を図る。

・ミニ集会参加

・映画「ほたるのかわのまもりびと」鑑賞呼びかけ、上映会開催

~~~~~

## **水源連第 23 回総会「石木ダム問題に関する特別決議」**

石木ダム建設絶対反対同盟 13 世帯 60 名の皆さんは、「石木ダムは不要。不要なダムに生活の場を明け渡すことはあくまで拒否する」「長崎県は覚書をかわしているのだから、収用法適用は違反」「事業認定は長崎県と佐世保市が提出した間違った情報による間違った判断。認定庁は取り消せ」「田畑を収用されようとも手渡した覚えはない。田植えも続ける。」「家屋が取り壊されようとも小屋を建てる。小屋も取り壊されればテントを張って暮らす。どんなことがあっても明け渡すことはない」と徹底抗戦を決意しています。その決意は支援の皆さんにも共有され、付替道路工事を阻止し続けています。「こうばる」に行っても、ダムに関連する工事は一切手が付けられていません。「こうばる」の風景と地域社会は守り抜かれています。

収用委員会にかけられていた 4 軒の家屋を含む第 2 次収用裁決申請の審議は地権者当事者の出席拒否のままで審理が終了し、決定が出るのは時間の問題となっています。残地すべてを対象とした収用委員会も開かれています。「事業認定が前提。土地等の補償額を評価するのが役割」としている収用委員会審理に出席する意味はないとして地権者の皆さんは出席拒否を続けていますが、「収用委員会審理」は進んでいます。許しがたいことです。

起業者、長崎県と佐世保市がこのままの姿勢を続けるならば、13 世帯住居取壊しという蛮行が現実のこととなってしまいます。私たちはそのような蛮行は絶対に食止めます。13 世帯の皆さんと連帯して長崎県の暴走を阻止し、皆さんが育んできた地域社会と生活、ホタルの里、貴重な生態系を持つ素晴らしい自然環境を守り抜きます。

私たちは石木ダム事業がもたらす 4 つの負の遺産、

- 無駄な事業による人権侵害
- 無駄な事業による環境破壊
- 無駄な事業への税金支出・水道事業費支出
- 本来優先されるべき事業の停滞

を看過することができません。

水源連は全国の仲間とともに石木ダム建設絶対反対同盟を支援し、石木ダム建設中止実現を目指します。

2016 年 11 月 13 日      水源開発問題全国連絡会第 23 回総会

## 2016 年度会計報告と 2017 年度予算方針

|               |                                |           |                                   |
|---------------|--------------------------------|-----------|-----------------------------------|
| 2016年度会計      | 会計年度は2015年11月1日から2016年10月31日まで |           |                                   |
| 水源連2016年度会計報告 |                                | 2016年度    |                                   |
|               |                                | 単位 :円     | 内訳                                |
| 収入の部          | 前年度繰越金                         | 2,084,393 | このうち切手分16878円                     |
|               | 年会費個人                          | 315,000   |                                   |
|               | 年会費団体                          | 180,000   |                                   |
|               | 会員カンパ                          | 64,000    |                                   |
|               | 雑収入                            | 1,148     | 資料売上1120、普通預金利子28                 |
|               | 2016年度収入小計                     | 560,148   | 前年度繰越金を除く収入                       |
|               | 合計 繰越金＋収入小計)                   | 2,644,541 |                                   |
| 支出の部          | 水源連だより印刷代                      | 292,696   | 水源連だより73号～75号、総会資料集、封筒印刷          |
|               | 水源連だより送料                       | 99,286    | ヤマト運輸便、封筒発送                       |
|               | HP経費                           | 217,317   | ホームページ維持管理費                       |
|               | 事務費                            | 248,165   | ソフト代2本分87447円、情報公開請求、宛名シール、コピー代ほか |
|               | 会議費                            | 39,096    | 会議室代                              |
|               | 行動費                            | 120,220   | 交通費等                              |
|               | 備品費                            | 44,800    | ドキュメントスキャナー                       |
|               | 振り込み手数料分担                      | 12,810    | 会費納入振込水源連負担分                      |
|               | 切手使用                           | 332       | 郵便による資料発送                         |
|               | 合計                             | 1,074,722 |                                   |
| 収入－支出         | 次年度繰越金                         | 1,569,819 | このうち切手分16546円                     |

水源開発問題全国連絡会（水源連）の会計年度は、11月1月から10月31日の一年間となっています。2016年度の収入小計は560,148円で、収入小計のうち49万5千円が年会費（個人31万5千円、団体18万円）でした。前年度に比べ会費は3万3千円の減となりました。

支出額は107万4,722円で、支出額のうち36%を「水源連だより」等の印刷・発送費に使用しました。また、20%を水源連ホームページの維持管理に使用しました。このように支出額の56%が広報関係でした。その他には、石木ダム建設反対運動関係の行動費等が約12万円で支出額の11%、資料作成用のソフト代と備品購入が約13万円で支出額の12%でした。

収入合計（前年度繰越金と収入小計の合計）は264万4,541円であり、これから支出107万4,722円を引いた156万9,819円が次年度繰越金となります。なお、繰越金のうち約83万円は「石木ダム支援プロジェクト」用の予算です。2017年度は、これまでと同様に「水源連だより」の発行や広報を中心に予算執行していきます。全国各地との連携をさらに強化し、特に石木ダム予定地の状況逼迫対応として現地支援活動を強化していきます。水源連活動の継続・発展のために助成金申請も行っていく予定です。



## 水源連総会のダム問題討議資料の説明

水源連総会では下記の討議資料を配布して報告と議論を行いました。

紙数の関係で、次の4テーマに絞って討議資料の説明をいたします。

- 1 水需要が減り続け、水余りが一層進行する時代に新規のダム事業が必要であるはずがない
- 2 鬼怒川水害を引き起こした国土交通省の責任
- 3 ダム事業推進のため、耐越水堤防の普及をやめた国土交通省（耐越水堤防をめぐる経過）
- 4 ダム検証の実態（推進のお墨付きを与える道具と化したダム検証）

### 水源連総会のダム問題討議資料（2016 年）

#### I 治水問題

- 1 鬼怒川水害で問われる国交省の責任
- 2 耐越水堤防をめぐる経過
- 3 スーパー堤防事業の虚構

#### II 利水問題

- 1 減り続ける水需要 水余りが一層進行する時代へ
- 2 石木ダムに参画する佐世保市水道の架空予測
- 3 ダム完成後に架空予測をやめた神奈川県営水道と札幌市水道
- 4 厚生労働省も水道需要の大幅な減少を予測
- 5 暫定水利権問題（伊賀市と川上ダムを例にとって）

#### III 川の自然を取り戻すために

- 1 荒瀬ダム撤去の現状
- 2 ウナギと河川環境の問題を考えるシンポジウム

#### IV ダムの費用便益比の問題（ダム推進のまやかしの根拠）

- 1 不特定（流水の正常な機能の維持）の便益計算の虚構（思川開発を例にとって）

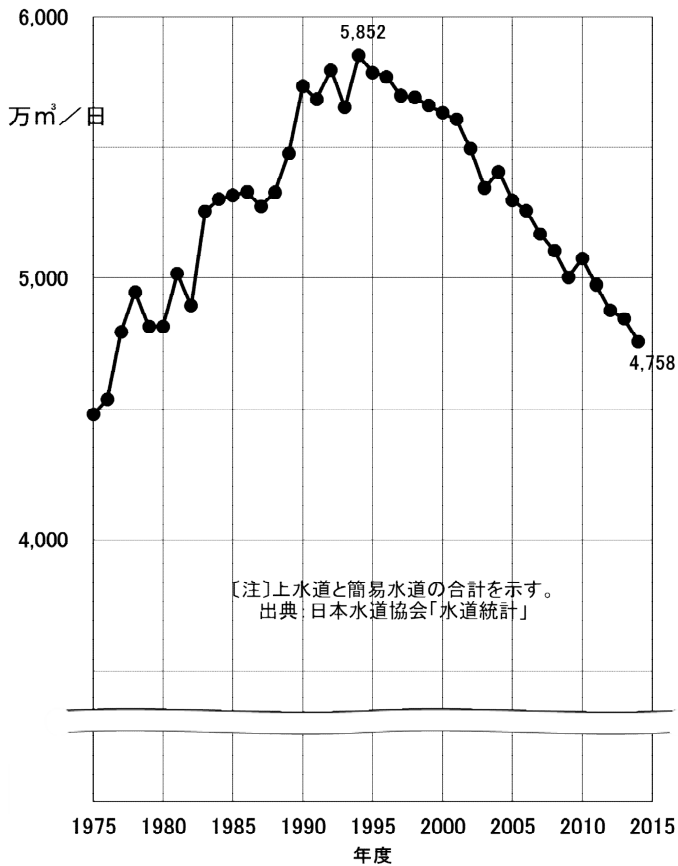
#### V ダム見直しの経過とダム事業の現状

- 1 ダム検証（2010 年度～）の経過
- 2 ダム検証の結果（推進ダムと中止ダム）
- 3 ダム事業見直しの経過（ダム検証の前まで）
- 4 全国のダム予算の推移
- 5 今までの中止ダム

# 1 水需要が減り続け、水余りが一層進行する時代に新規のダム事業が必要であるはずがない

## (1) 減り続ける水需要

図1 全国の水道の一日最大給水量の推移



全国の水道の一日最大給水量は1994～2014年度の20年間に19%も小さくなり、1,094万m³/日も減少しました（図1）。一人あたり一日最大給水量を400ℓ/日とすれば、約2,700万人分の水道用水が減ったことになります。凄まじい減り方です。

これは次の三つの要因により、一人当たりの水量が1994～2014年度の20年間に22%も減ってきたことによるものです（図2）。

- ① 節水型機器の普及等による節水の進行
- ② 漏水防止対策による漏水の減少
- ③ 一年を通しての生活様式の平準化(季節変動の縮小)

今後は人口縮小時代になるので、水道用水の減少傾向に拍車がかかることは必至です。

工業用水も減少の一途をたどっています(図3)。

図2 全国の水道の一人一日最大給水量

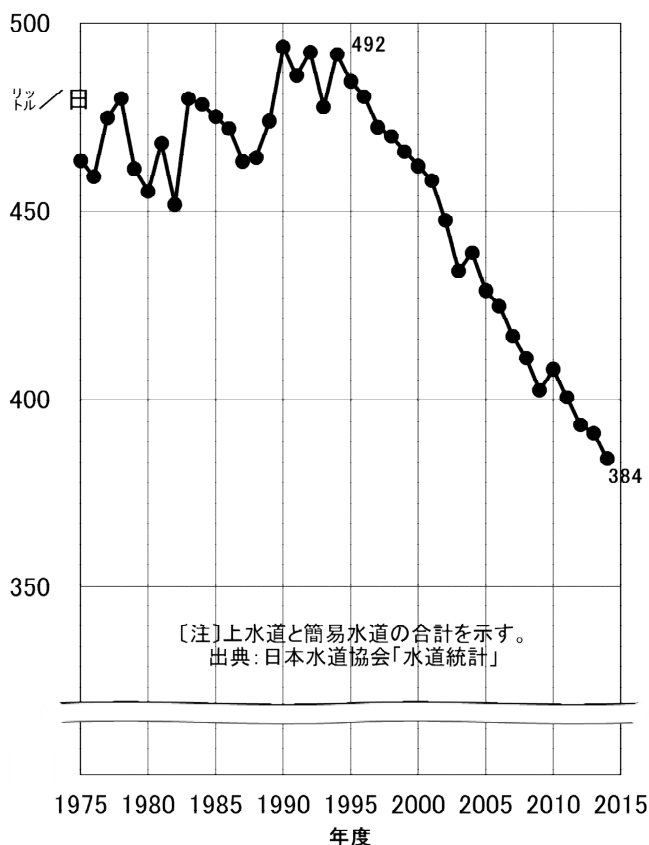
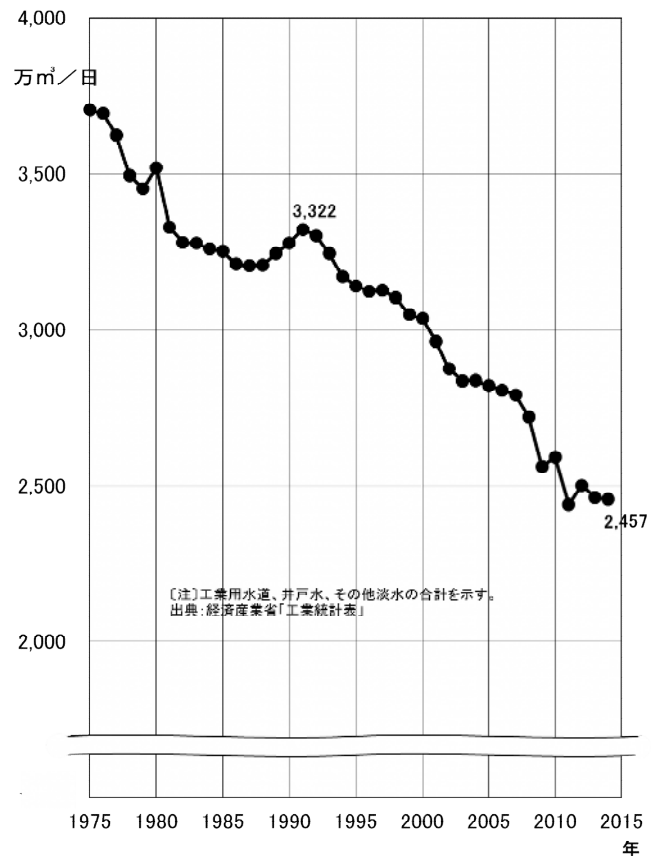
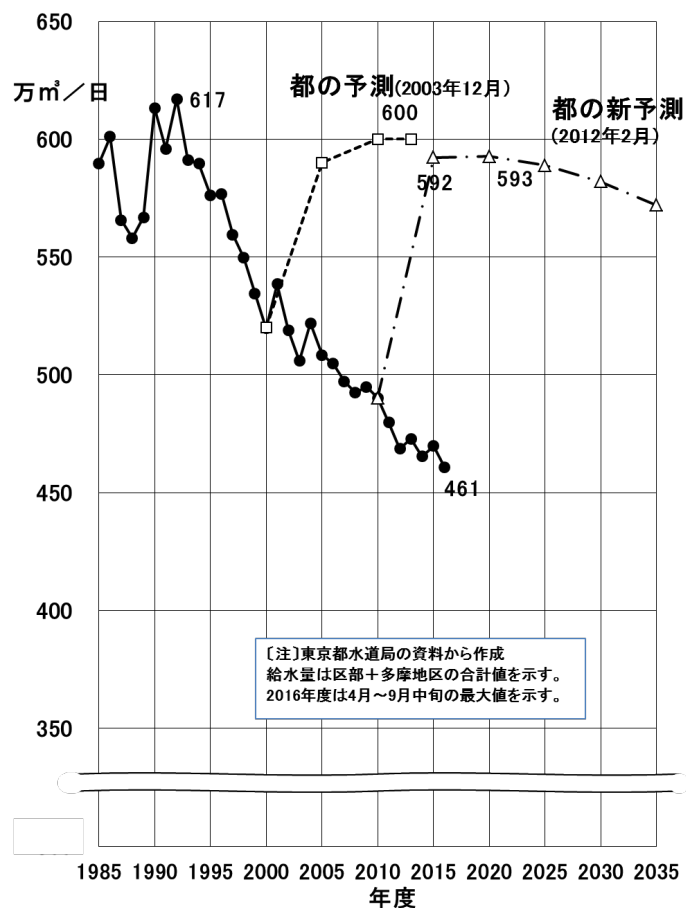


図3 全国の工業用水の使用量の推移



## (2) ダム事業に参画するための架空予測

図4 東京都水道の一日最大給水量



### ① 東京都水道と八ッ場ダム

東京都水道の一日最大給水量は減り続けています。1992～2016年度の24年間の減少率は25%にもなります。これは一人当たりの水量の減少によるものです。ところが、東京都は八ッ場ダム事業に参画する理由をつくるため、実績を無視して水需要が急増するという架空予測を続けています(図4)。

### ② 佐世保市水道と石木ダム

佐世保市水道の一日最大給水量も減り続けています。2001～2015年度の14年間の減少率は24%にもなります。ところが、佐世保市は石木ダム事業に参画するため、実績を無視した水需要急増の架空予測を行っています(図5)。

工場用水の予測に至っては実績値の5～6倍に跳ね上がるという全く異常な架空予測になっています(図6)。

図5 佐世保市水道の一日最大給水量の実績と市予測 (佐世保地区)

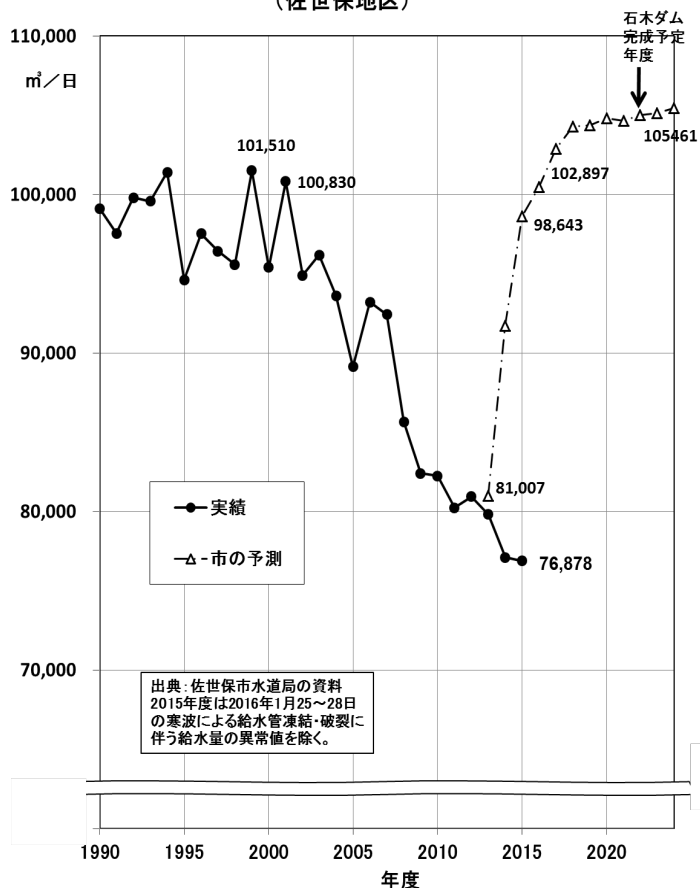
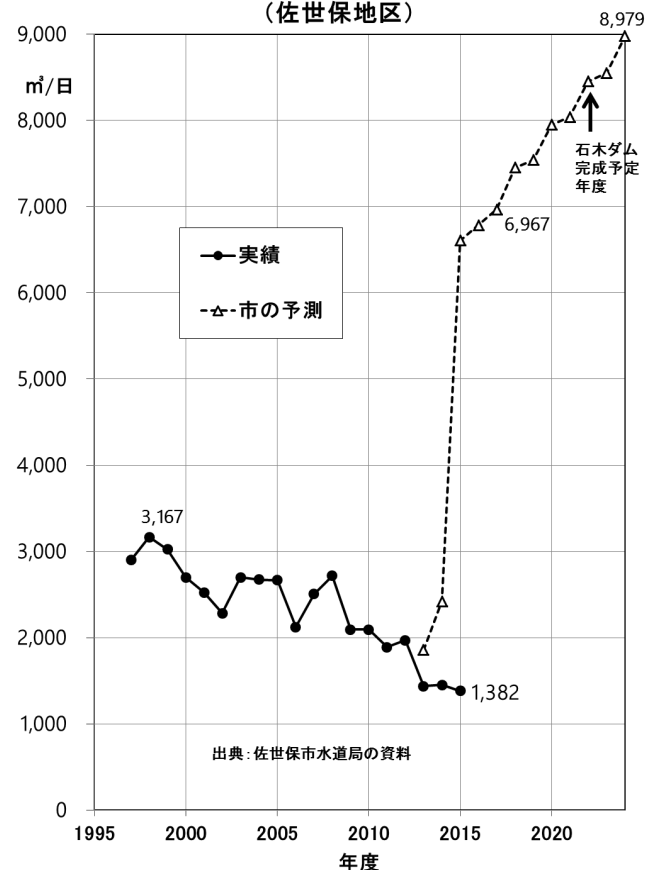


図6 佐世保市水道の工場用水の実績と市予測 (佐世保地区)



### (3) ダムが完成すれば、実績重視の予測へ

#### ① 宮ヶ瀬ダム完成後に架空予測をやめた神奈川県営水道

宮ヶ瀬ダムが2000年度に完成するまでは神奈川県営水道、横浜市水道、川崎市水道、横須賀市水道は、一日最大給水量が急増し、宮ヶ瀬ダムの水源が必要だという架空の水需要予測を行っていました。ところが、宮ヶ瀬ダム完成後は実績に沿った水重要予測になり、様変わりしています(図7)。

図7 神奈川県営水道の水需給

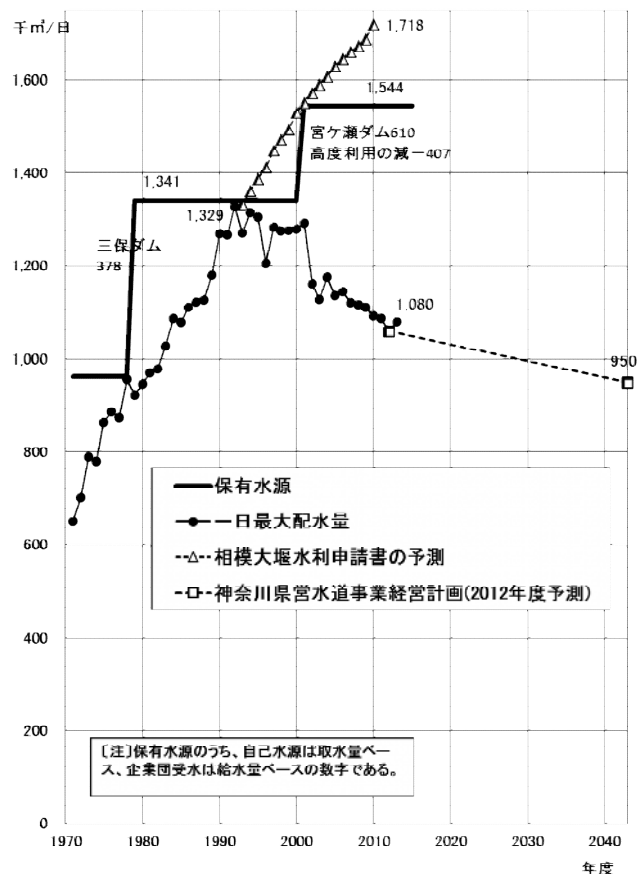
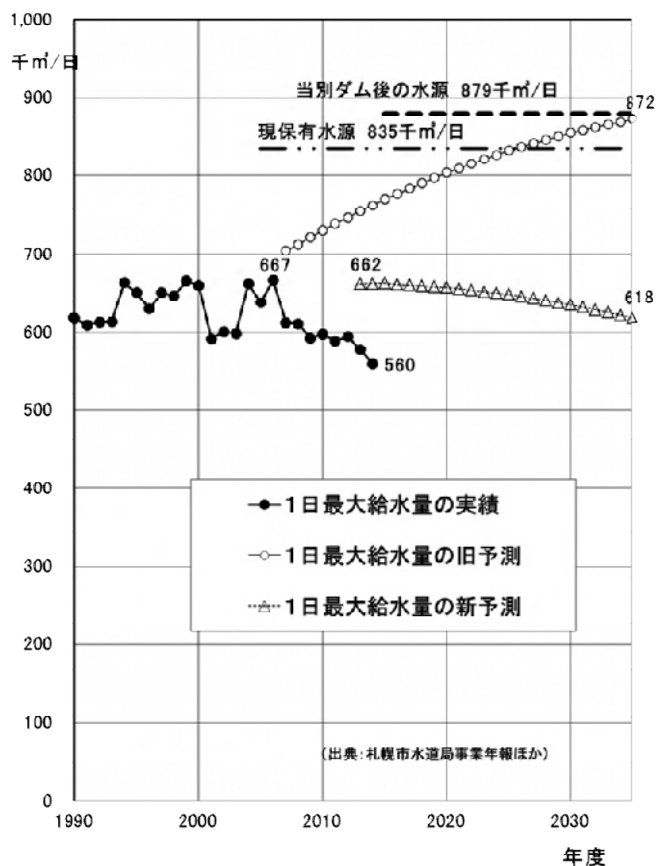


図8

札幌市水道の給水量の実績と予測

#### ② 当別ダム完成後に架空予測をやめた札幌市水道

札幌市水道は当別ダム完成までは実績を無視した水需要急増の架空予測を行っていましたが、2012年に当別ダムが完成した後は実績重視の予測に変わりました(図8)。



上記の二例はダム事業に参画する理由をつくるために水需要の架空予測が行われていることを明確に物語っています。



#### (4) 厚生労働省も水道の需要が将来は大幅に減少すると予測

厚生労働省は下記のとおり、水道の需要が将来は大幅に減少していくという予測を行っています。水需要が減少し続けていくことは否定することができない歴然とした事実なのです。

ところが、厚生労働省は東京都や佐世保市などの水道事業体に対しては、その架空予測を容認して、ダム負担金への国庫補助（1/3～1/2）を行い、ダム事業への参画を支えているのです。

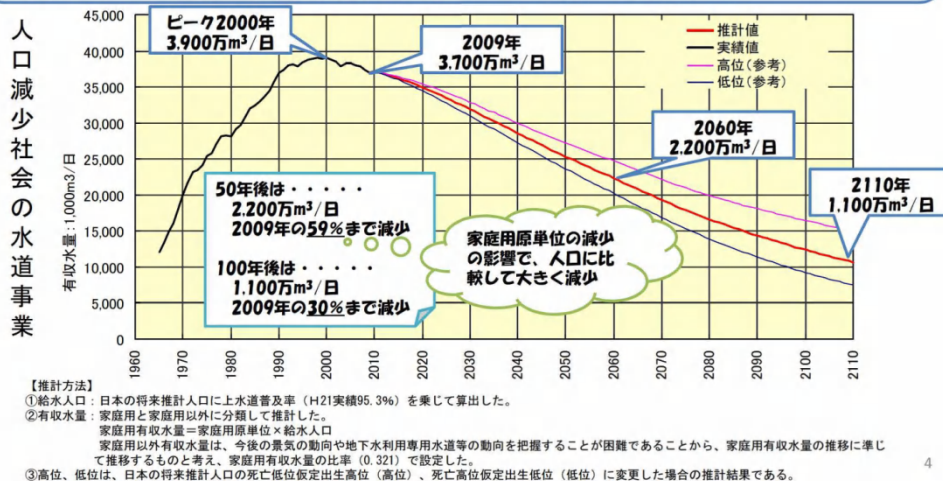
表の顔と裏の顔を使い分ける厚生労働省の姿勢は大いに糾弾されなければなりません。

厚生労働省「第1回水道事業の維持・向上に関する専門委員会」2016年3月22日

参考資料2-2: 水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項

### 人口減少社会の水道事業

- 日本の人口変動に対応して、有収水量は平成12年(2000年)をピークに減少に転じる約100年後には有収水量がピーク時の約30%にまで減少。
- 水道事業は、独立採算制を旨としており、原則水道料金で運営されているが、人口減少に伴い給水量が減少し、水道事業の収益が減少することによって水道事業の経営状況は厳しくなってくる。
- 経営状況の悪化により、施設の更新など必要な投資が行えず、老朽化が進行。
- また過度なコスト削減に伴う水道職員の削減による体制の弱体化により水道施設の維持管理が困難となり、漏水等の事故が増加するなど、水道サービスの低下が懸念される。



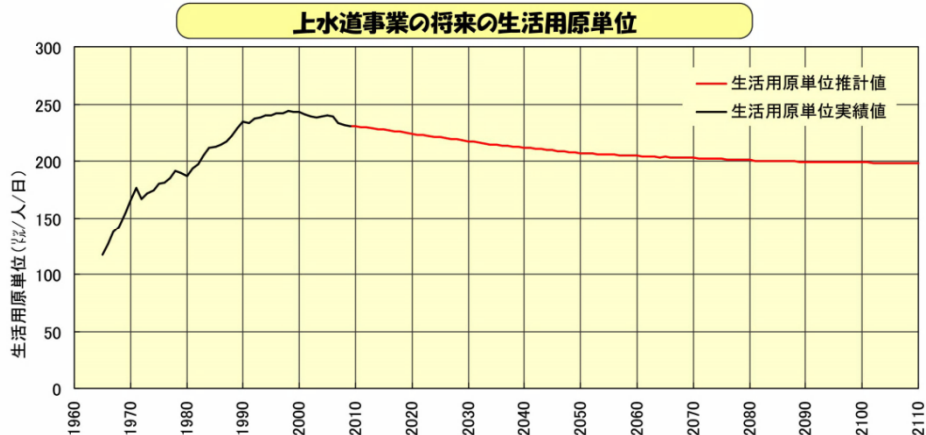
厚生労働省の予測は有収水量の予測です。有収率の向上や負荷率の上昇も考慮して、一日最大給水量の予測を行えば、将来値の減少率は左図よりもっと大きくなります。

厚生労働省「第3回新水道ビジョン策定検討会」2012年3月26日 資料-4 将来の事業環境

### 将来の事業環境

#### 1) 人口構造の変化による水道事業への影響

##### 1-3) 人口減少や節水による給水量の減少 ⑤ 将来の需要水量（有収水量ベース）



厚生労働省の予測は人口だけではなく、節水型機器の普及等により、一人当たり生活用水も減少することが前提になっています。

- 【推計方法】
- 生活用原単位は飲料、炊事、洗濯、風呂、水洗便所、手洗、その他（散水、洗車）の用途別に1人当たりの使用水量（原単位）を設定し、各用途別の使用水量を合算して、全体の生活用原単位を算出した。
  - 節水機器の導入による減少要因（最新の節水型に買い替えが進むと仮定）、平均世帯人員の減少及び高齢化による増加要因を用途別に考慮して、推計している。
  - 各用途別の使用水量は、節水型機器の普及（消費動向調査から推計）、平均世帯人数の動向（社人研）など、個別の状況を勘案した上で推計を行った。

## 2 鬼怒川水害を引き起こした国土交通省の責任

### (1) 4 ダムの治水効果とは？

#### 1) 鬼怒川上流の4ダム

鬼怒川の上流には国交省のダムが4基（五十里、川俣、川治、湯西川ダム）もあって、その集水面積 595  $\text{km}^2$  は鬼怒川の流域面積 1,761  $\text{km}^2$  の 1/3 を占めています（図1）。

そして、4ダムの治水容量は合計で 12,530 万 $\text{m}^3$ もあります（八ッ場ダムの治水容量 6,500 万 $\text{m}^3$ の約2倍）。

しかし、2015年9月は鬼怒川下流部で溢水と決壊が起き、甚大な被害をもたらしました。ダムでは流域住民の安全を守ることができないのです。

#### 2) 4ダムの洪水調節効果の下流での減衰

ダム地点の洪水ピークの削減量は 2,000  $\text{m}^3$ /秒以上ありましたが、下流の水海道地点の洪水ピークの削減量は国交省によるダムなしの計算水位から推定すると、約 180  $\text{m}^3$ /秒でした（図2）。4ダムによる削減効果は下流では 1/10 以下に減衰していたのです。

ダムによる洪水ピークの削減量が下流で激減するのは次の二つの要因が働くからです。

- ① 支川の流入によるダム地点の洪水ピークと下流部の洪水ピークの時間的なずれ
- ② 下流部まで流れるまでの間の河道貯留効果によって洪水ピークが減衰

このように、4ダムの洪水調節の治水効果は効率が極めて低いものなのです。

#### 3) 川治ダムの緊急放流 日光市藤原地区の約140戸が一時避難

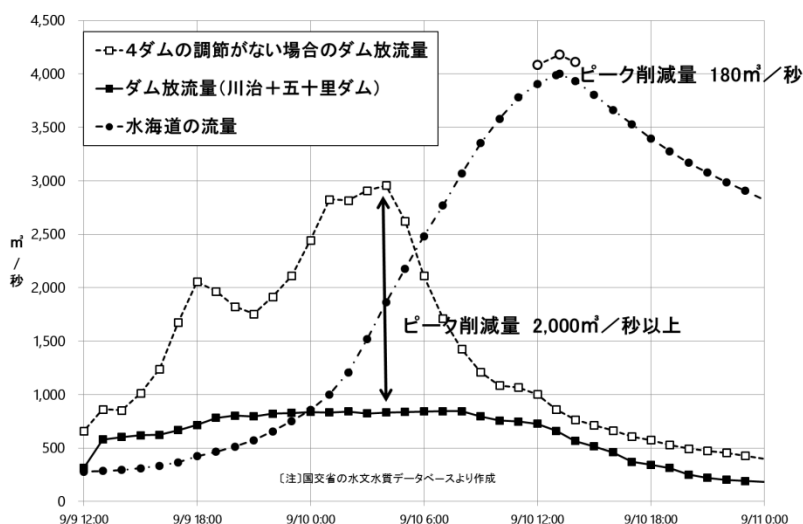
2015年10月9日の下野新聞が「上流 日光・川治ダム越流の恐れ」「迫る緊急放流 住民避難」という見出しで、鬼怒川水系4ダムの一つ、川治ダムの直下で9月10日午前4時45分に一時避難の発令が出されたことを伝えています。川治ダムが満水になって、緊急放流する危険が高まり、洪水をコントロールできなくなる恐れが生じたため、日光市藤原地区の約140戸が一時避難したのです。大雨が収まり、緊急放流は見送られましたが、もし緊急放流していれば、ダムの直下はダムの洪水調節の効果を前提とした河道になっているので、氾濫し、大きな被害が発生したに違いありません。

このようにダムとは、満水になると、調節機能を失い、かえって危険な存在になるものであり、その面でもダムに依存した河川行政からの脱却を図るべきです。

図1 鬼怒川流域図



図2 ダム地点の放流量(134km)と下流・水海道地点(11km)の流量



#### 4) ダム偏重の河川行政

鬼怒川ではダム偏重の河川行政が続けられてきました。

2012年に完成した湯西川ダムの建設に巨額の河川予算が投入されてきました。湯西川ダムの建設事業費は1,840億円にもなりました(負担額の内訳は治水1,144億円、かんがい52億円、都市用水644億円)。

その一方で、鬼怒川の河川改修の予算は毎年度10億円程度にとどめられてきたため(図3)、鬼怒川下流部は氾濫の危険性がある状態が長年放置され、2015年9月の大水害が引き起こされました。

#### (2) 鬼怒川水害の要因

##### 1) 三つの要因

鬼怒川水害は浸水面積が約40km<sup>2</sup>におよび、茨城県常総市を中心に甚大な被害をもたらしました。全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水を合わせた被災住家は8,000軒を超えました。

鬼怒川水害には図4のとおり、大きくは三つの要因があります。一つは鬼怒川25km付近(若宮戸)の溢水、一つは鬼怒川21km地点(三坂)の堤防決壊、そして八間堀川の二次的氾濫です。

##### 2) 若宮戸の無堤防地区の溢水

##### ① いわゆる自然堤防の掘削と土嚢の設置

若宮戸は無堤防地区で、いわゆる自然堤防を堤防代わりにしてきました。ところが、2014年春にメガソーラー業者が自然堤防を掘削したため、地元住民の働きかけで同年7月に国交省が大型土嚢(高さ80cm)を2段積みましたが、その高さは自然堤防の掘削前の最低高さに合わせたもので、計画高水位より約1mも低いものでした。

[注] いわゆる自然堤防：自然堤防の上に河畔砂丘が形成された丘陵

##### ② 目標流量の半分強の流量で溢水が始まる

若宮戸25.35km地点では9月10日6時頃、2,400m<sup>3</sup>/秒程度で溢水が始まりました(図5)。2016年2月策定の鬼怒川河川整備計画の河道整備目標流量が4,300m<sup>3</sup>/秒(水海道)ですから、その半分強の流量で早くも溢水が始まったのです。

鬼怒川の水位上昇に伴って溢水量が次第に増加し、最高水位時には鬼怒川水位が土嚢天端を0.7mも超え、大量の洪水が流れ込み、鬼怒川水害の大きな要因の一つになりました。さらに、土嚢を単に積んだだけであって、防水シートで土嚢を覆ってロープで一体化しなかったため、土嚢の大

図3 鬼怒川の河川予算の推移

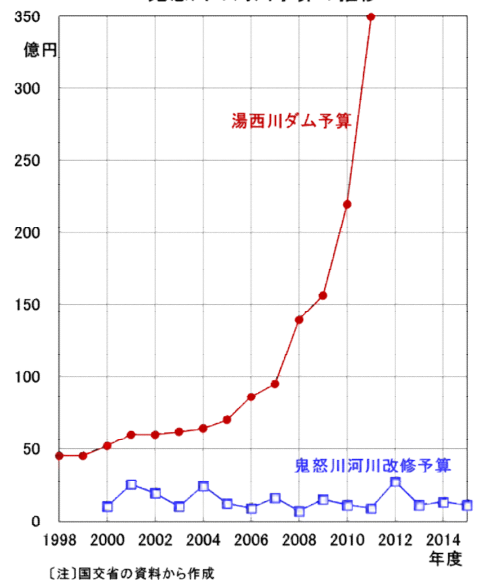


図4 浸水範囲  
(国土地理院による)  
鬼怒川水害の  
三つの要因

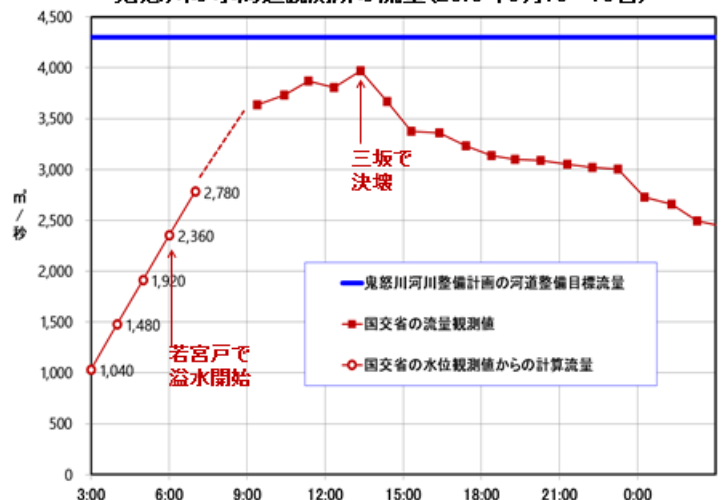
鬼怒川25km  
付近の溢水

鬼怒川21km  
地点の決壊

八間堀川の  
二次的氾濫



図5 鬼怒川の水海道観測所の流量(2015年9月10~15日)





半が流出し、流入洪水を増大させました。

国交省は土嚢の高さを自然堤防の掘削前の最低高さに合わせたのであるから、メガソーラー業者による自然堤防の掘削がなくても、溢水が避けられなかったとしています。掘削前の状態と、土嚢を積んだ後の状態は大きく違います。掘削前の状態であれば、図6のとおり、溢水した範囲の長さが40m程度であるのに対して、掘削後の土嚢積み後は200mもあり、溢水断面積は $(200\text{m} \times 0.7\text{m}) / (40\text{m} \times 0.7\text{m} \times 1/2) = 10$  倍に拡大していました。したがって、掘削前の状態であれば、溢水は避けられなかったとしても、溢水量がはるかに小さく、若宮戸地区の浸水被害を小規模にとどめることが可能でした。

国交省の土嚢の積み方が被害を大きく拡大したのであって、その責任は重大です。

### ③ 河川区域拡大の不作為

溢水箇所付近の河川区域は自然堤防より川側にあつて、1966年の指定から変更されていません。このため、メガソーラー業者が自然堤防を掘削してしまいました。しかし、国交省は自然堤防を堤防代わりにしてこの地区を無堤防のままにしてきたのですから、河川区域を自然堤防の範囲まで拡大することに早期に取り組むべきでした。河川区域を拡げて自然堤防の掘削を防止することを怠ってきた国交省はその責任が大いに問われるべきです。

## 3) 三坂地区の堤防決壊

### ① 決壊危険箇所の放置

三坂地区周辺は図7のとおり、堤防高が非常に低く、特に21km地点付近は周辺より一段と低かったため、決壊の危険性が心配されているところでした。9月10日、鬼怒川の水位が21km地点の堤防天端高を20cm超えて越水し、堤防の川裏法面が洗掘されて12時50分に決壊しました(図5)。さらに堤防の天端幅が確保すべき6mに対して4mしかなかったことが決壊を早める要因になりました。決壊が周りの堤防にも拡がり、最終の決壊の長さは約200mになりました。ちょうど昼間であったため、決壊の拡大とともに大量の洪水が流出して家々を呑み込んでいく様子がテレビで放映され、堤防決壊の恐ろしさを人々に印象付けるものになりました。

決壊地点は上記のとおり、決壊の危険性がもともと高いところでしたが、国交省は堤防の増強を行わず、放置してきました。その責任も重大です。

### ② 鬼怒川直轄河川事業の計画では今後20～30年に行う河川改修の対象

国交省関東地方整備局が2014年10月に策定した鬼怒川直轄河川事業の計画では、三坂地区は当面7

図6 若宮戸の溢水(25.35地点) 国交省の説明

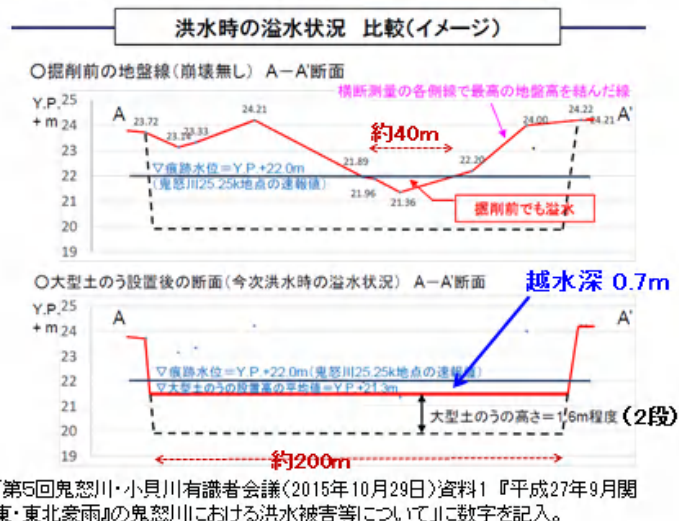
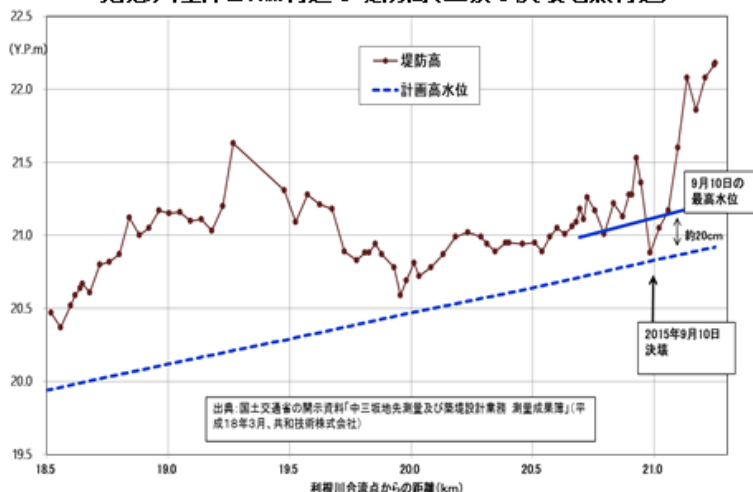


図7 鬼怒川左岸21km付近の堤防高(三坂の決壊地点付近)



年で行う河川改修の対象にはせず、今後 20～30 年間に行う河川改修の対象としており、緊急的な対応が必要があるとはしていませんでした。国交省は三坂地区の堤防が決壊する危険性を認識さえしていなかったと考えられます。

そして、前述の若宮戸地区の方はこの鬼怒川直轄河川事業の計画では河川改修の対象にもなっていません。鬼怒川の氾濫の危険性に対する国交省の認識は無責任極まりないものでした。

#### 4) 八間堀川の二次的氾濫

##### ① 八間堀川排水機場の運転停止

八間堀川は鬼怒川と小貝川の間を流れる川で、下流に行くと、新八間堀川と旧八間堀川に分かれ、前者は鬼怒川、後者は小貝川に合流します（図 8）。八間堀川はかんがい用水の幹線排水路として開削された川であって、普段はわずかな流量しか流れていません。

9 月 9 日からの降雨による内水で八間堀川の水位が上昇してきたため、国交省は 9 月 10 日午前 2 時頃、八間堀水門を閉め、八間堀川排水機場を運転して新八間堀川から鬼怒川への排水を開始しました。ところが、国交省は鬼怒川の水位が上昇してきたという理由で、午後 1 時頃、排水機場の運転を停止しました。

八間堀川には若宮戸と三坂からの鬼怒川の氾濫水が大量に流入してきていましたので、排水機場の運転停止で新八間堀川は水位が急上昇しました。新八間堀川にいくつかある排水樋管（排水門）のゲートが開いていたので、午後 3 時頃、八間堀川の水が周辺に溢れ出ました（第一波の洪水）。数時間後に排水樋管のゲートが閉められたものの、八間堀川の水位が上昇し続け、午後 8 時頃、大生小学校付近の八間堀川が決壊し、洪水が流出して八間堀川下流域を襲い、さらに深刻な浸水被害をもたらしました（第二波の洪水）。

##### ② 排水機場の運転停止の影響

八間堀川の運転再開は 9 月 10 日午後 10 時 20 分頃でした。排水機場（2 台で 30 m<sup>3</sup>/秒）の運転を続けていれば、約 100 万 m<sup>3</sup>（東京ドームの 8 割）の水が排出されていたのであって、その影響は決して小さなものではありません。

午後 1 時以降、鬼怒川の水位は下がり続けていったのですから、国交省が機場の運転を早めに再開していれば、八間堀川、新八間堀川、旧八間堀川の氾濫を最小限にとどめることができたのであり、国土交通省の管理の瑕疵が問われるべきです。

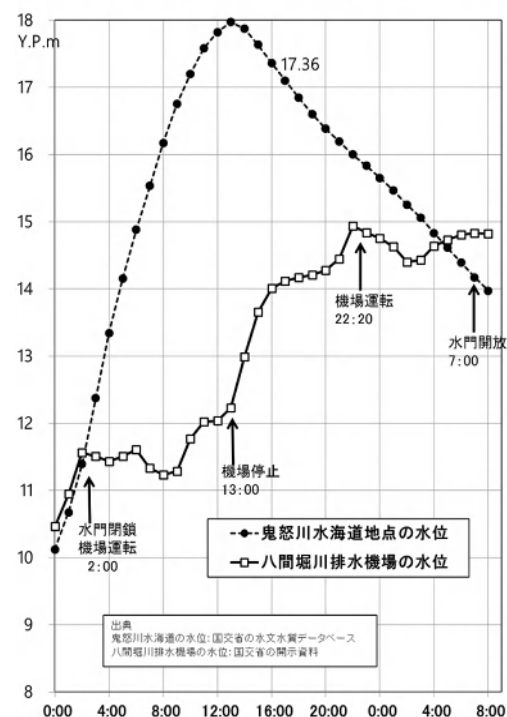
##### ③ 八間堀川排水機場の操作規則

操作規則には「鬼怒川水位が（Y.P.）17.36m 以下となったときは、機場のポンプの運転を開始すること」と書かれているにもかかわらず、図 9 のとおり、鬼怒川水位が 17.36m を下回った午後 4 時以降もポンプの運転を再開しませんでした。国交省は操作規則違反の運転を行ったのではないのかと考えられます。

図8 八間堀川



図9 鬼怒川と八間堀川の水位変化(2015年9月10～11日)





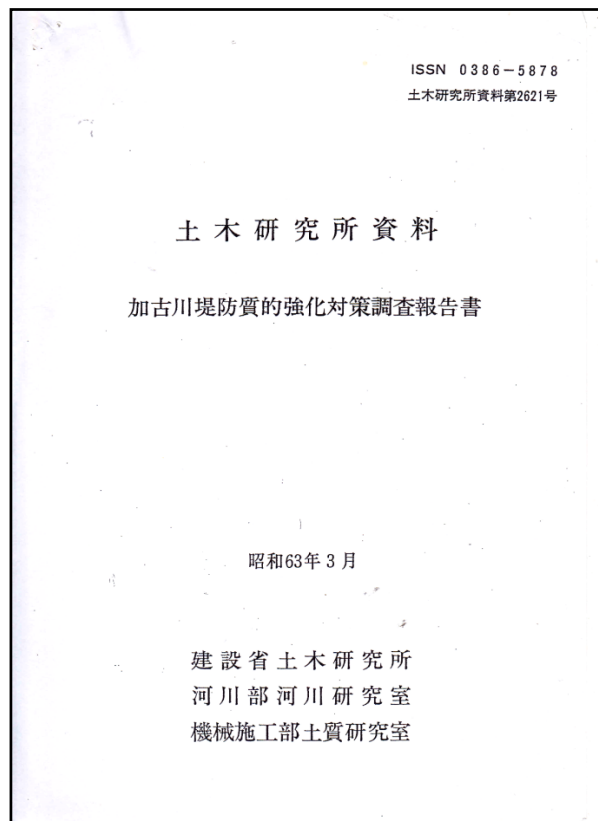
### 3 ダム事業推進のため、耐越水堤防の普及をやめた国土交通省（耐越水堤防をめぐる経過）

#### （１）建設省土木研究所による耐越水堤防工法の研究

（石崎勝義・元建設省土木研究所次長 『消されかかっている越水堤防』より）

昭和40年代、新潟県の加治川や静岡県の大井川の水害を経験した建設省は、建設省土木研究所の福岡正巳所長による「河川堤防強化による新治水方式」（昭和45年）の提唱を機に、堤防を越水に耐えられるようにする技術の研究・調査を土木研究所に依頼しました。1975年から1984年にかけて調査・研究が進められました。

土木研究所が開発した耐越水工法（アーマーレビー工法）は、兵庫県の一級河川・加古川で具体化され、1988年には建設省土木研究所河川部河川研究室、機械施工部土質研究室によって「加古川堤防質的強化対策調査報告書」がまとめられました。この報告書は、アーマーレビー工法が加古川において「十分な耐越水能力を持つことが確認された」とし、「堤防の強化は様々な方法で行うことが可能であり、それぞれの堤防が置かれた状況に応じて、無理のない方法で行うことが、均整のとれた治水安全度の向上にとって重要である」と結論づけています。



#### （２）フロンティア堤防・アーマーレビー（鎧型堤防）の実施（施工開始時期 1988～1998年度）

建設省土木研究所での耐越水堤防に関する実験結果を踏まえて、一級水系河川でフロンティア堤防、アーマーレビーの施工が1980年代の後半から実施されるようになりました。

#### フロンティア堤防・アーマーレビーの一覧

（国土交通省の資料 2016年9月9日）

| 河川名 |     | 所在市町村             | 施工時期          | 施工延長  |
|-----|-----|-------------------|---------------|-------|
| 水系名 | 河川名 |                   |               |       |
| 石狩川 | 美瑛川 | 北海道上川郡美瑛町         | 平成元年度～平成11年度  | 4.6km |
| 留萌川 | 留萌川 | 北海道留萌市            | 平成2年度～平成3年度   | 2.9km |
| 雄物川 | 雄物川 | 秋田県大仙市            | 平成2年度～平成6年度   | 1.6km |
| 那珂川 | 那珂川 | 茨城県水戸市、ひたちなか市、那珂市 | 平成10年度～平成15年度 | 9.0km |
| 信濃川 | 信濃川 | 新潟県長岡市            | 平成2年度～平成11年度  | 1.5km |
| 雲出川 | 雲出川 | 三重県津市             | 平成8年度～平成11年度  | 1.1km |
| 加古川 | 加古川 | 兵庫県加古川市           | 昭和63年度～平成7年度  | 3.4km |
| 江の川 | 馬洗川 | 広島県三次市            | 平成2年度～平成9年度   | 0.8km |
| 筑後川 | 筑後川 | 福岡県久留米市           | 平成8年度～平成13年度  | 1.1km |

〔注〕フロンティア堤防とアーマーレビーの差はなく、次第にフロンティア堤防の名称に統一されるようになりました。

### (3) フロンティア堤防の登場と退場

(水木靖彦氏(元・青森県職員)の『『越水に対する耐久性の高い堤防』への想い』より)

#### 1) フロンティア堤防の登場

一級水系河川でのフロンティア堤防の施工が1980年代後半から実施されてきたことを受けて、建設省はフロンティア堤防の整備を「建設白書」に記述するようになりました。

##### ① 建設白書の耐越水堤防の記述

- 1996年建設白書 「求められる壊滅的被害の回避」

「計画規模を超えた洪水による被害を最小限に押え、危機的状況を回避するため、越水や長時間の浸透に対しても耐えることができる幅の広い高規格堤防(スーパー堤防)や、破堤しにくい質の高い堤防(フロンティア堤防)の整備が求められる」

- 1997年建設白書 「水害・土砂災害等への対応」

「平成9年度を初年度とする第9次治水事業5箇年計画(案)においては、越水に対し耐久性が高く破堤しにくいフロンティア堤防の整備を進めることとしている」

- 1998年建設白書 「求められる壊滅的被害の回避」

「破堤をできるだけ防ぎ、被害を最小限にとどめるためのハード整備(大洪水でも破堤しない「スーパー堤防」、越水・浸透への耐久性が高い「フロンティア堤防」)を推進していく必要がある」

- 2000年建設白書 「危機管理対応型社会の構築(壊滅的被害の回避)」

「万一、計画規模を上回る洪水が発生しても、破堤に伴う壊滅的な被害の発生が回避できるスーパー堤防や、越水・浸透への耐久性が高い堤防の整備を行う」

##### ② 「河川堤防設計指針(第3稿)」

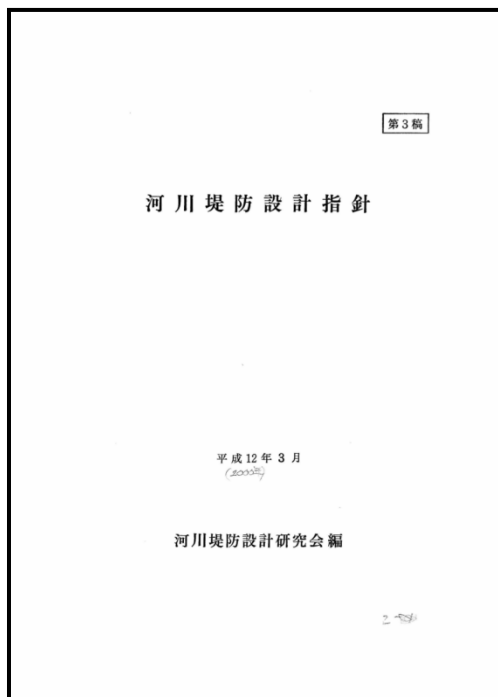
建設省は耐越水堤防の普及を図るため、「河川堤防設計指針(第3稿)」を発行し、関係機関に通知した。

- 2000年3月

「河川堤防設計指針(第3稿)」を発行。

- 2000年6月1日

河川局治水課流域治水調整官は、事務連絡という手続きで、北海道開発局河川企画官、各地方整備局河川調査官あてに、「河川堤防設計指針(第3稿)」を通知。



国土交通省に情報公開請求で「河川堤防設計指針(第3稿)」の開示を求めたところ、文書不存在で不開示となりましたが、別ルートで入手することができました。

第1章 総説

第2章 堤防の整備および設計の考え方

第3章 堤防等現況調査

第4章 浸透に対する堤防の設計

第5章 侵食に対する堤防の設計

第6章 越水に対する難破堤堤防の設計

第7章 地震に対する堤防の設計

第8章 構造物周辺の堤防の整備 (構造物:水門、樋門)

「河川堤防設計指針(第3稿)」

第6章 越水に対する難破堤堤防の設計

計画規模相当の洪水で越水する可能性がある区間では、耐越水を念頭に置いた堤防設計(せめて人命被害を回避できる水準の設計)を行なうものとするが、この堤防整備は、整備途上の河川における危機管理のための緊急避難的な措置である。

堤防の高さが確保されたとしても、洪水調節施設や河道掘削等の遅延により計画規模以下の洪水であっても容易に計画高水位を上回り、さらには越水する可能性を否定することはできない状況となっている。このことから(中略)、被害の最小化(減災)、特に人的な被害の回避という危機管理上の観点から、背後地の土地利用状況を勘案し、必要に応じて越水に対しても一定の安全性を有するような堤防(以下、難破堤堤防という)の整備すべき区間を設定し、このような区間については短時間の越水であれば耐えられるような構造となるよう堤防を設計する必要がある。

越水に対して壊れない堤防を設計する場合には、本指針ではなく、高規格堤防の設計法を参照するか、個別に検討する必要がある。

(1) 耐越水構造の基本的な考え方

越水に対して一定の耐力を持つためには、図 6.3.1 に示すように、設定した断面について堤防天端保護工、裏のり保護工およびのり尻工を設ける必要がある。なお、天端保護工ののり肩表面は計画堤防高さとする。

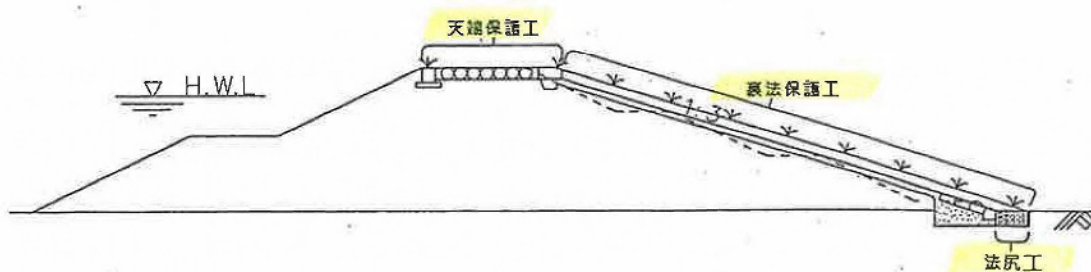


図 6.3.1 越水を考慮した強化堤防の基本構造

〔注〕被覆型耐越水堤防とコア型耐越水堤防

耐越水堤防には連節ブロックなどで川裏法面を覆って洗掘を防ぐ被覆型と、堤防の中心部にソイルセメントや鋼矢板等を挿入して堤防を強化するコア型があります。フロンティア堤防は被覆型の耐越水堤防です。

## 2) フロンティア堤防の退場

2002年7月12日、河川局治水課長から北海道開発局河川計画課長、各地方整備局河川部長あて「河川堤防の設計について」を通達。

同日付けで、治水課河川整備調整官から各地方整備局河川調査官等へ、2000年6月1日付け流域治水調整官事務連絡「河川堤防設計指針(第3稿)」は廃止する旨の通知。

河川堤防設計指針(第3稿)に代わって通知された「河川堤防設計指針 2002年7月12日」は耐越水堤防に関する記述が一切消えていました。

### (4) フロンティア堤防が退場した真の理由

#### 1) 川辺川ダム住民討論集会

2000年6月から2002年7月までの間に耐越水堤防に関する国土交通省(建設省)の方針転換が行われました。この2年間に何があったのでしょうか。ちょうど、その時、当時の潮谷義子・熊本県知事の意向で2001年12月9日から川辺川ダムの是非をめぐる、川辺川ダムを考える住民討論集会が熊本県で開かれていました。

#### ○ 第1回住民討論集会(2001年12月9日)

##### 住民側

情報公開請求による開示資料を基に、「フロンティア堤防計画を実施すれば、八代地区で球磨川は氾濫せず、川辺川ダムは不要」と指摘。

##### 国土交通省

「確かに、八代地区だけをみれば、八代だけであれば、あと70億円で、八代の皆様だけは、80年に一度の洪水に対して、安全に暮らせるかもしれません。」「強化堤防の整備、八代萩原地区ということで、今現在の堤防よりもさらに断面積を膨らまして、堤防を強化するという事業でございまして、これは八代工事事務所のほうで、今年度から実施することとしている、ということでございます。」

(「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」のHPより)

#### ○ 2002年度

「事業概要やつしろ」から、「萩原堤」「フロンティア堤防」「強化堤防」の記述が一切消える。

## 2) ダム事業推進のための耐越水堤防工法のお蔵入り

フロンティア堤防が国交省の公式文書から退場したのは、2001年12月からの川辺川ダム住民討論集会で、フロンティア堤防の存在が川辺川ダム等のダム事業を推進する妨げになると、国交省が考えたからに他なりません。

このように、旧建設省土木研究所で研究開発されて一級水系河川で実施され、技術的にも確立した耐越水堤防工法を国土交通省はダム事業推進のため、お蔵入りにしてしまったのです。

現在も国土交通省は「現在の技術レベルではスーパー堤防以外に越水に耐えられる構造は確立されていません」と述べ、耐越水堤防の普及を頑なに拒否しています。

なお、スーパー堤防は整備に巨額の費用と長大な年数を要し、さらに住民の強制立ち退きを伴うこともあるため、現実性がなく、スーパー堤防の整備を待っていては河川堤防はいつまでたっても危ない状態が放置されることになります。





## 4 ダム検証の実態（推進のお墨付きを与える道具と化したダム検証）

### （１）現在までの検証結果

2009年9月の政権交代に伴い、2010年10月から、本体工事着手済みのダム事業等を除き、全国で84のダム事業の検証が行われました。しかし、国土交通省の河川官僚は巧妙に立ち回って、ダム検証を逆に事業推進のお墨付きを与えるシステムに変えてしまいました。

2016年11月1日までのダム検証の結果は下表のとおりです。検証終了ダム80ダムのうち、55ダムが推進、25ダムが中止になっています。中止ダムの大半は補助ダムです。検証対象84ダムのうち、残り4ダムが検証中です。

ダムの検証状況（2016年11月1日現在）

|              | 検証対象ダム | 検証終了ダム |    | 検証中のダム |
|--------------|--------|--------|----|--------|
|              |        | 推進     | 中止 |        |
| 直轄ダム・水資源機構ダム | 31     | 24     | 6  | 1      |
| 道府県ダム（補助ダム）  | 53     | 31     | 19 | 3      |
| 計            | 84     | 55     | 25 | 4      |

（検証終了ダム：国交省の対応方針が出たダム事業）

### （２）中止ダムの中身

検証終了ダムのうち、中止ダムの割合が31%ありますが、このことはダム検証に意味があったことを示すものではありません。ダム検証で中止となったダムの最近の年間予算額を見ると、ゼロか数千万円以下にとどまっています。もともと事業推進の意欲が低いものが大半を占めています。

すなわち、中止ダムの大半はダム事業者の意向によって中止になったのであって、適切な検証が行われた結果によるものではありません。

ダム検証といっても、その内容はダム案が圧倒的に有利となる枠組みの中でダム案と非ダム案の比較を行うものですから、ダム事業者がダム見直しの意図を持っていない限り、中止の検証結果が出ることはありません。

例外と言えるのは、兵庫県の武庫川ダム、熊本県の五木ダム、滋賀県の北川ダムと丹生ダムです。武庫川ダムと五木ダムは流域の運動の高まり、北川ダムは嘉田由紀子・前知事のリーダーシップによって中止になりました。丹生ダムは淀川水系流域委員会の意見書と嘉田・前知事の意向が中止の大きな要因になりました。

### （３）検証が終了した注目ダムはほとんどが継続へ

検証が終了した注目ダムは次表のとおり、ほとんどが継続となっています。

事業継続となった注目ダム

#### ① 直轄ダム、水資源機構ダム

ハッ場ダム、足羽川ダム、サンルダム、立野ダム、平取ダム、成瀬ダム、山鳥坂ダム、設楽ダム、川上ダム、霞ヶ浦導水事業、利賀ダム、城原川ダム、大戸川ダム、思川開発事業（南摩ダム）、・・・

#### ② 補助ダム

五ヶ山ダム、最上小国川ダム、築川ダム、厚幌ダム、安威川ダム、内ヶ谷ダム、石木ダム、平瀬ダム、・・・

#### (4) 検証中のダム

検証が終了していないダム等事業は次のとおりです。

水資源機構事業 : 木曽川水系連絡導水路

補助ダム : 角間ダム (長野)、大島ダム (岐阜)、水無瀬<sup>みなせ</sup>生活貯水池 (岐阜)

#### 特に注目されるダムの検証状況(2016年11月1日現在)

|              | 事業主体   | 事業施設名          | 平成21年度時点の<br>事業段階 | 事業者<br>の検証<br>結果 | 国交省「今後の治水対策の<br>あり方に関する有識者会議」 |      | 国交省の<br>方針決定 |
|--------------|--------|----------------|-------------------|------------------|-------------------------------|------|--------------|
| 直轄ダム・水資源機構ダム | 関東地整   | ハツ場ダム          | 転流工工事             | 推進               | 2011/12/1                     | 追認   | 2011/12/22   |
|              | 近畿地整   | 足羽川ダム          | 調査・地元説明           | 推進               | 2012/6/26                     | 追認   | 2012/7/23    |
|              | 北海道開発局 | サンルダム          | 生活再建工事            | 推進               | 2012/10/29                    | 追認   | 2012/11/12   |
|              | 九州地整   | 立野ダム           | 生活再建工事            | 推進               | 2012/11/22                    | 追認   | 2012/12/6    |
|              | 北海道開発局 | 沙流川総合開発 [平取ダム] | 生活再建工事            | 推進               | 2012/12/17                    | 追認   | 2013/1/25    |
|              | 東北地整   | 成瀬ダム           | 転流工工事             | 推進               | 2012/12/17                    | 追認   | 2013/1/25    |
|              | 四国地整   | 山鳥坂ダム          | 調査・地元説明           | 推進               | 2013/1/22                     | 追認   | 2013/1/28    |
|              | 中部地整   | 設楽ダム           | 生活再建工事            | 推進               | 2014/4/22                     | 追認   | 2014/4/25    |
|              | 関東地整   | 霞ヶ浦導水事業        | (工事中)             | 推進               | 2014/8/6                      | 追認   | 2014/8/25    |
|              | 水資源機構  | 川上ダム           | 転流工工事             | 推進               | 2014/8/6                      | 追認   | 2014/8/25    |
|              | 北陸地整   | 利賀ダム           | 生活再建工事            | 推進               | 2016/8/3                      | 追認   | 2016/8/25    |
|              | 近畿地整   | 大戸川ダム          | 生活再建工事            | 推進               | 2016/8/3                      | 追認   | 2016/8/25    |
|              | 九州地整   | 城原川ダム          | 調査・地元説明           | 推進               | 2016/7/8                      | 追認   | 2016/7/20    |
|              | 水資源機構  | 思川開発 [南摩ダム]    | 転流工工事             | 推進               | 2016/8/3                      | 追認   | 2016/8/25    |
|              | 水資源機構  | 丹生ダム           | 生活再建工事            | 中止               | 2016/7/8                      | 追認   | 2016/7/20    |
|              | 水資源機構  | 木曽川水系連絡導水路     | (調査中)             | 検証中              |                               |      |              |
| 補助ダム         | 福岡県    | 五ヶ山ダム          | 生活再建工事            | 推進               | 2011/3/1                      | 追認   | 2011/5/19    |
|              | 山形県    | 最上小国川ダム        | 調査・地元説明           | 推進               | 2011/6/29                     | 追認   | 2011/8/12    |
|              | 兵庫県    | 武庫川ダム          | 調査・地元説明           | 中止               | 2011/6/29                     | 追認   | 2011/8/12    |
|              | 岩手県    | 築川ダム           | 生活再建工事            | 推進               | 2011/7/20                     | 追認   | 2011/8/12    |
|              | 北海道    | 厚幌ダム           | 生活再建工事            | 推進               | 2011/8/23                     | 追認   | 2011/8/26    |
|              | 大阪府    | 安威川ダム          | 生活再建工事            | 推進               | 2012/4/26                     | 追認   | 2012/6/11    |
|              | 岐阜県    | 内ヶ谷ダム          | 生活再建工事            | 推進               | 2012/4/26                     | 追認   | 2012/6/11    |
|              | 長崎県    | 石木ダム           | 生活再建工事            | 推進               | 2012/4/26                     | 付帯意見 | 2012/6/11    |
|              | 山口県    | 平瀬ダム           | 転流工工事             | 推進               | 2012/7/11                     | 追認   | 2012/7/30    |
|              | 熊本県    | 五木ダム           | 転流工工事             | 中止               | 2012/7/11                     | 追認   | 2012/7/30    |
|              | 滋賀県    | 北川ダム           | 生活再建工事            | 中止               | 2012/7/11                     | 追認   | 2012/7/30    |
|              | 群馬県    | 増田川ダム          | 調査・地元説明           | 中止               | 2015/8/24                     | 追認   | 2015/9/8     |
|              | 群馬県    | 倉淵ダム           | 生活再建工事            | 中止               | 2015/8/24                     | 追認   | 2015/9/8     |
|              | 長野県    | 角間ダム           | 調査・地元説明           | 検証中              |                               |      |              |

## (5) 全国のダム予算の推移

### 全国のダム予算の推移

(億円)

|              | 平成17<br>年度 | 平成18<br>年度 | 平成19<br>年度 | 平成20<br>年度 | 平成21<br>年度 | 平成22<br>年度 | 平成23<br>年度 | 平成24<br>年度 | 平成25<br>年度 | 平成26<br>年度 | 平成27年<br>度 | 平成28年<br>度 |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 直轄ダム・水資源機構ダム | 3,187      | 3,181      | 3,092      | 3,001      | 2,875      | 2,569      | 2,374      | 1,889      | 1,992      | 1,980      | 2,135      | 2,180      |
| 補助ダム         | 1,169      | 1,092      | 1,043      | 869        | 921        | 772        | 689        | 661        | 545        | 572        | 652        | 684        |
| 計            | 4,356      | 4,274      | 4,135      | 3,870      | 3,795      | 3,341      | 3,063      | 2,550      | 2,537      | 2,552      | 2,787      | 2,864      |

〔注1〕利水者負担金を含む予算を示す。ただし、平成17～21年度の補助ダムの利水負担金は推定で加算した。

〔注2〕直轄ダム・水資源機構ダムの予算は直轄堰堤改良事業と直轄堰維持事業を含む。

## (6) 今までの中止ダム

### 中止になったダムの数（国土交通省関係）

(2016年11月現在)

| 中止年     | 直轄・水機構<br>ダム | 補助ダム | 計   |
|---------|--------------|------|-----|
| 1996 年度 | 2            | 2    | 4   |
| 1997 年度 | 0            | 6    | 6   |
| 1998 年度 | 0            | 7    | 7   |
| 1999 年度 | 0            | 0    | 0   |
| 2000 年度 | 12           | 35   | 47  |
| 2001 年度 | 0            | 8    | 8   |
| 2002 年度 | 6            | 8    | 14  |
| 2003 年度 | 4            | 6    | 10  |
| 2004 年度 | 1            | 2    | 3   |
| 2005 年度 | 0            | 6    | 6   |
| 2006 年度 | 0            | 4    | 4   |
| 2007 年度 | 0            | 2    | 2   |
| 2008 年度 | 1            | 1    | 2   |
| 2009 年度 | 1            | 1    | 2   |
| 2010 年度 | 1            | 1    | 2   |
| 2011 年度 | 0            | 1    | 1   |
| 2012 年度 | 2            | 5    | 7   |
| 2013 年度 | 2            | 8    | 10  |
| 2014 年度 | 0            | 1    | 1   |
| 2015 年度 | 1            | 0    | 1   |
| 2016 年度 | 0            | 3    | 3   |
| 2017 年度 | 1            | 0    | 1   |
| 計       | 34           | 107  | 141 |

1990年代前半まではダム事業が止まることはほとんどありませんでした。ダム予定地等で反対運動が進められましたが、大きな広がりを持つ運動にはなりません。しかし、1990年前後から長良川河口堰反対運動が全国に広がり、それを契機として、各地の河川でもダムや堰など、河川開発事業の計画、建設が進められていることを多くの市民が知ることになり、全国で反対運動が展開されるようになりました。

1990年代に入って水道用水の需要の増加が止まり、減少傾向になってきたこと、財政事情が一層ひっ迫してきたこと、ダム等反対運動の高まりが相まって、1996年頃からダム等の計画が徐々に止まるようになり、2000年にはかなりの数の事業がストップされました。今までに中止されたダム等の事業は小さいダムも合わせると、約140基にもなります。その中にはダム等反対運動の成果として止まった事業も数多くありました。

しかし、ハッ場ダムをはじめとして、従前通り、推進されているダム等の計画も少なからずあり、国等による事業推進と、市民たちの反対運動のつば競り合いが展開されていきました。そのような状況で、反対運動側の総仕上げが2009年の政権交代に伴う全国のダム見直し声明、ハッ場ダム中止声明でした。ところが、この声明に基づき、翌年から実施されたダム検証が暗転し、ダム等の事業に推進のお墨付きを与える道具に化してしまいました。

中止になったダム事業（国土交通省関連）

（2016年11月1日現在）

|                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1997年度から</p> <p>〔直轄事業〕<br/>日橋川上流総合開発（福島）<br/>稲戸井調節池総合開発（茨城）</p> <p>〔補助事業〕<br/>水原ダム（福島）<br/>伊久留川ダム（山形）</p>                                                                                                                                    | <p>1998年度から</p> <p>〔補助事業〕<br/>日野沢ダム（岩手）<br/>乱川ダム（山形）<br/>満名ダム（沖縄）<br/>明戸生活貯水池（岩手）<br/>芋川生活貯水池（新潟）<br/>仁井田生活貯水池（高知）</p>                                                                                                                                                                                        | <p>1999年度から</p> <p>〔補助事業〕<br/>白老ダム（北海道）<br/>丸森ダム（宮城）<br/>河内ダム（石川）<br/>所司原ダム（石川）<br/>トマム生活貯水池（北海道）<br/>梅津生活貯水池（長崎）<br/>七ツ割生活貯水池（熊本）</p>                                                                                                                                                   |
| <p>2000年度から</p> <p>〔直轄事業〕<br/>千歳川放水路事業（北海道）<br/>ただし、河川事業</p>                                                                                                                                                                                    | <p>2001年度から（続）</p> <p>〔補助事業〕<br/>松倉ダム（北海道）<br/>長木ダム（秋田）<br/>北本内ダム（岩手）<br/>新月ダム（宮城）<br/>久慈川ダム（福島）<br/>緒川ダム（茨城）<br/>小森川ダム（埼玉）<br/>片貝川ダム（富山）<br/>大野ダム（埼玉）<br/>追原ダム（千葉）<br/>芦川ダム（山梨）<br/>羽茂川ダム（新潟）<br/>大仏ダム（長野）<br/>飛鳥ダム（奈良）<br/>関川ダム（広島）<br/>中部ダム（鳥取）</p>                                                        | <p>2002年度から</p> <p>〔補助事業〕<br/>外面ダム（福島）<br/>百瀬ダム（富山）<br/>宮川内谷川総合開発（徳島）<br/>雄川生活貯水池（群馬）<br/>笹子生活貯水池（山梨）<br/>片川生活貯水池（三重）<br/>美里生活貯水池（和歌山）<br/>黒谷生活貯水池（徳島）</p>                                                                                                                               |
| <p>2001年度から</p> <p>〔直轄事業〕<br/>川古ダム（群馬）<br/>印旛沼総合開発（千葉）<br/>江戸川総合開発（東京）<br/>荒川第二調節池総合開発（埼玉）<br/>木曾川導水（愛知）<br/>矢作川河口堰（愛知）<br/>細川内ダム（徳島）<br/>矢田ダム（大分）<br/>猪牟田ダム（大分）<br/>高遊原地下浸透ダム（熊本）</p> <p>〔公団事業〕<br/>平川ダム（群馬）<br/>思川開発（栃木）<br/>〔大谷川分水・行川ダム〕</p> | <p>木屋川ダム（山口）<br/>多治川ダム（香川）<br/>寒田ダム（福岡）<br/>轟ダム（長崎）<br/>白水ダム（沖縄）<br/>黒沢生活貯水池（岩手）<br/>正善寺生活貯水池（新潟）<br/>池川生活貯水池（富山）<br/>大村川生活貯水池（三重）<br/>桂畑生活貯水池（三重）<br/>手洗生活貯水池（宮崎）<br/>アザカ生活貯水池（沖縄）<br/>渡嘉敷生活貯水池（沖縄）<br/>中野川生活貯水池（新潟）<br/>山神生活貯水池再開発（福岡）<br/>赤木生活貯水池（熊本）<br/>竹尾生活貯水池（山口）<br/>北松野生活貯水池（静岡）<br/>丹南生活貯水池（兵庫）</p> | <p>2003年度から</p> <p>〔直轄事業〕<br/>小川原湖総合開発事業（青森）<br/>渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（栃木等）<br/>清津川ダム（新潟）<br/>紀伊丹生川ダム（和歌山）<br/>高梁川総合開発事業（岡山）</p> <p>〔公団事業〕<br/>栗原川ダム（群馬）</p> <p>〔補助事業〕<br/>入川ダム（新潟）<br/>湯道丸ダム（富山）<br/>黒川ダム（富山）<br/>伊勢路川ダム（三重）<br/>南丹ダム（京都）<br/>中山川ダム（愛媛）<br/>大谷原川生活貯水池（茨城）<br/>大原川生活貯水池（岡山）</p> |
| <p>2004年度から</p> <p>〔直轄事業〕<br/>土器川総合開発（香川）<br/>座津武ダム（沖縄）</p> <p>〔公団事業〕<br/>戸倉ダム（群馬）</p>                                                                                                                                                          | <p>〔補助事業〕<br/>東大芦川ダム（栃木）<br/>佐梨川ダム（新潟）<br/>釈迦院ダム（熊本）<br/>新田川ダム（福島）<br/>磯崎ダム（青森）<br/>高浜生活貯水池（熊本）<br/>三用川生活貯水池（新潟）<br/>倉渕ダム（群馬）〔凍結〕</p>                                                                                                                                                                         | <p>2005年度から</p> <p>〔直轄事業〕<br/>木曾川流水総合改善事業（岐阜）</p> <p>〔補助事業〕<br/>西万倉生活貯水池（山口）<br/>福田川生活貯水池（京都）</p>                                                                                                                                                                                        |
| <p>2006年度から</p> <p>〔補助事業〕<br/>清瀧ダム（福岡）<br/>中村ダム（青森）<br/>真木ダム（秋田）<br/>下諏訪ダム（長野）<br/>蓼科ダム（長野）<br/>清川治水ダム（長野）</p>                                                                                                                                  | <p>2007年度から</p> <p>〔補助事業〕<br/>姫戸ダム（熊本）<br/>吹山ダム（宮崎）<br/>大室川生活貯水池（栃木）<br/>八鹿生活貯水池（兵庫）</p>                                                                                                                                                                                                                      | <p>2008年度から</p> <p>〔補助事業〕<br/>男川ダム（愛知）<br/>村松ダム（長崎）</p>                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>2009年度から</p> <p>〔直轄事業〕<br/>余野川ダム（大阪）</p> <p>〔補助事業〕<br/>芹谷ダム（滋賀）</p>                                                                                                                                                                          | <p>2010年度から</p> <p>〔直轄事業〕<br/>上矢作川ダム（岐阜）</p> <p>〔補助事業〕<br/>郷土沢生活貯水池（長野）</p>                                                                                                                                                                                                                                   | <p>2011年度から</p> <p>〔補助事業〕<br/>奥間ダム（沖縄）</p>                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>2012年度から</p> <p>〔直轄事業〕<br/>七滝ダム（熊本）<br/>吾妻川上流総合開発（群馬）</p> <p>〔補助事業〕<br/>大和沢ダム（青森）<br/>大多喜ダム（千葉）<br/>武庫川ダム（兵庫）<br/>奥戸生活貯水池（青森）<br/>大谷川生活貯水池（岡山）</p>                                                                                           | <p>2013年度から</p> <p>〔直轄事業〕<br/>戸草ダム（長野）<br/>荒川上流ダム再開発（埼玉）</p> <p>〔補助事業〕<br/>タイ原ダム（沖縄）<br/>常浪川ダム（新潟）<br/>北川ダム（滋賀）<br/>五木ダム（熊本）<br/>晒川生活貯水池（新潟）<br/>黒沢生活貯水池（長野）<br/>駒沢生活貯水池（長野）<br/>柴川生活貯水池（徳島）</p>                                                                                                              | <p>2014年度から</p> <p>〔補助事業〕<br/>猿川ダム（佐賀）</p> <p>2015年度から</p> <p>〔直轄事業〕<br/>利根川上流ダム群再編（群馬）</p> <p>2016年度から</p> <p>〔補助事業〕<br/>津付ダム（岩手）<br/>倉淵ダム（群馬）<br/>増田川ダム（群馬）</p>                                                                                                                        |
| <p>2017年度から</p> <p>〔機構事業〕<br/>丹生ダム（滋賀）</p>                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |



# 伊賀の水源を守ろう！

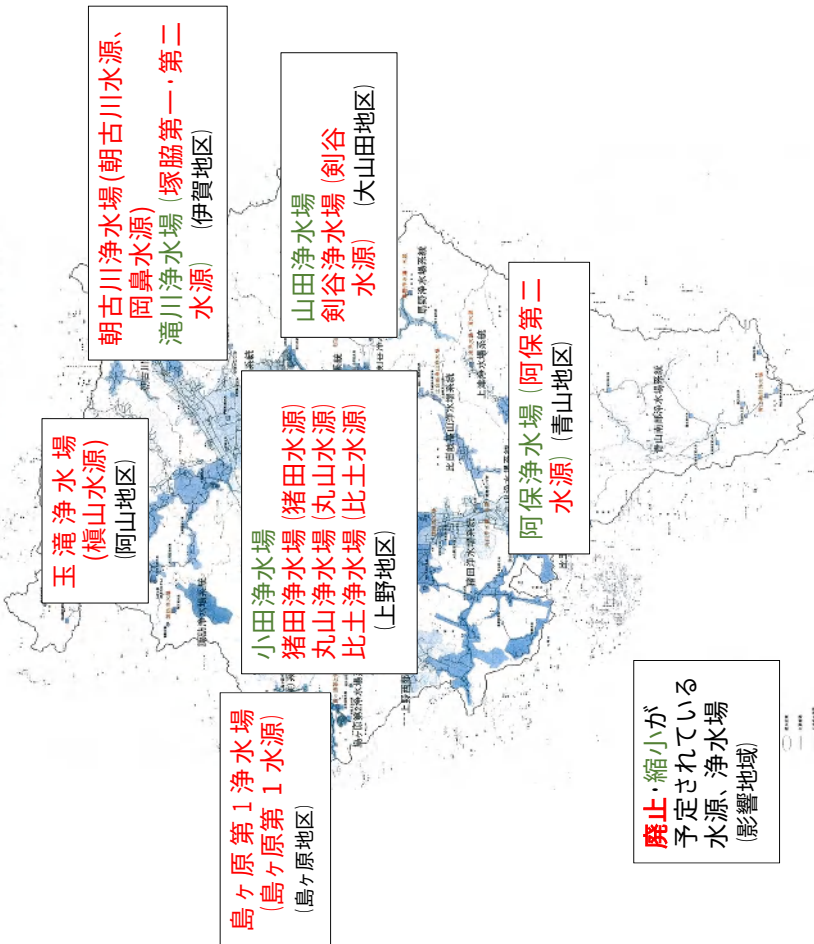
市民の命の水を守るため、みんなで考え行動しよう

20161222 版  
伊賀の水源を守る連絡協議会

伊賀市水道部は、伊賀各地の大切な水源・浄水場を廃止・縮小し、ゆめが丘浄水場に一極集中する計画を立てています。

## 伊賀市水道給水区域図

(平成 28 年 4 月現在)



私たちは、今ある伊賀各地の水源・浄水場を守り、無駄な大型公共事業による水源開発（ダム開発への利水参画）を再考し、もう一度市民レベルで新水道ビジョンを創ることを提案します。

# く考えられる疑問について検証してみよう

①水源が枯渇したり不安定だから廃止すると言っているが？

ウソです。阿保浄水場の木津川沿いの浅井戸水源が一つ枯渇したと水道部は言いますが、川沿いの浅井戸が枯渇するとは考えられません。情報公開請求しても、一切開示を拒否しています。なぜ隠すのでしょうか？その上さらに、隣の浅井戸も非常に不安定で枯渇の恐れがあるため廃止するということです。ウソの上にウソを重ねるとはこのことではないでしょうか。旧伊賀町や阿山、上野、大山村などの他の水源ももともととても豊かな水源です。一度も断水騒ぎなどなかったのに、なぜ不安定だからなどという根拠にならない理由を挙げて廃止するのでしょうか？

②水道料金は、今後値上げしないと言っているが？

あきらかかなウソです。水道水を新たに確保するために 200 億円以上の負担がこれから伊賀市民の肩にかかるというのに、水道料金が値上げしないわけがありません。水道部は 15 年間値上げしない見込みと言っています。しかし、水道部は減り続けている工場用水需要が今後 6 年で 1.5 倍になると根拠のない予測をしています。伊賀市の工場用水の料金は桑名市、四日市、鈴鹿市など近隣市の 80 倍なのです。まだ原野の上野南部丘陵にわずかあと 2 年後に工場が立ち並び極めて高額の水道水を大量に使うなどと誰が信じるのでしょうか？この絵に描いたもちで、水道部は約 34 億円の増収があるとしていますますが、この増収はゼロになる可能性が高く、今までの傾向からすればマイナスにすらなります。もうこれだけで値上げしないという根拠は根底から崩れます。

③ダムへの利水参画がなんで問題なの？

水道基本計画案の背後に、ダムへの利水参画の問題があります。巨額の負担金を伊賀市が背負って、必要のない大きな水利権を獲得しようとしているのです。その水を使うために、伊賀各地のおいしく安全で安定している水源、浄水場を廃止しようとしています。利水参画の負担が巨額なので、他の水源、浄水場を維持していく資金的余裕もなくなります。そのため、今、無理やりにでもダム利水とゆめが丘浄水場への一極集中を進める路線を引こうとしているのです。

今、水は充分足りています。200 億円以上にもなる巨額の負担金を背負ってまで、巨大ダムの水利権を新たに獲得する必要は全くありません。利水参画すると、伊賀市のみがばく大な経費を負担することになります。利水参画を止めれば、治水だけの目的となり、国や流域府県が経費を負

担するので、伊賀市の負担はなくなることです。  
＊利水参画とは？：ダム開発に利水面で参画して諸経費を負担する代わりに水道水供給のための水利権を獲得することです。

#### ④利水からの撤退したらゆめが丘浄水場に水が送られなくなり、市民が困るのでは？

これもウソです。たしかに今のゆめが丘浄水場の水利権は木津川（森井堰）から取水する「暫定豊水水利権」です。「豊水」は河川の水が余っているときのみ取水できるという条件です。しかし、今まで一度たりとも取水制限はありません。水はいつも十分すぎるほどあるのです。

「暫定」はダム利水への参画を前提に与えられている暫定的な水利権だという意味です。利水から撤退したら水利権を失い、たちまち木津川からの取水ができなくなり、市民が困ると水道部は主張しています。しかし、ダム利水から撤退した事例は日本各地にあります。暫定水利権を失って市民が困ったという事例はありません。水は憲法の保証する生存権に関わることで、国をいえども伊賀市、伊賀市民から奪うことはできません。

#### ⑤今から利水から撤退するとかえって高くつくのでは？

これもウソです。他市他県がやっているように、わずか10億円前後の違約金を払って撤退すればいいのです。全国的な人口減少状況の中、水余りとなることを見越して、奈良県は平成16年に、兵庫県西宮市は平成22年に利水から撤退しました（撤退に伴う違約金 奈良県＝7.97億円、西宮市＝5.72億円）。

#### ⑥利水撤退して、水が足りなくなることはないの？

ありません。今ある水源、浄水場で充分すぎるほどの水があります。これから人口減少は確実に進みます。水は余りこそすれ、足りないことはないのです。伊賀は水がめのような地形で、水は昔から豊かなところ。おいしい日本酒もおいしい料理もすべて伊賀のおいしい水が基本です。伊賀のおいしい豊かな水は私たちの誇りであり、支えです。それを簡単に手放してはいけません！

#### ⑦今さら利水撤退は出来るの？

できます。市長、行政、議会、市民が協力しあって、これ以上水は要らないと言えればいいのです。来年度に予定されている本体工事着工であれば、利水からの撤退は可能です。今が最後のチャンスです。

#### ⑧利水から撤退すれば治水は放っておかれるのでは？

いいえ。治水は治水でしっかりとすみやかに対策を講じる必要があります。大阪など下流はもう川上ダムを必要としていますが、神戸地区や上野遊水地などの治水の改善は早急に解決しなければならぬ重要な課題です。ダム建設が最適なのであれば、最適の道を選べばいいのです。

#### ⑨水道基本計画の策定がもめているようだが？

はい。新聞報道でもあったように、現在の水道部の案は到底容認できません。策定委員会12名のうち6名が抗議文書を市長などに提出しています。水道部が「中間案としてまとまった」として11月にパブコメと市民説明会を行いました。策定委員の半数は、中間案として認めていないと文書で異議申し立てをしています。12月20日の策定委員会でも、策定委員半数による現行案の強い異議申し立てが文書でありました（別紙）。このままの案では伊賀市にとって大変なことになると危惧しているからです。自分たちのこともさることながら、負担がのしかかる子どもや孫のことを心配しているのです。パブコメでも市民説明会でも伊賀市でかつてないほど市民から意見が表明されましたが、そのほとんどは水道部案への異議申し立てでした。

水道部はなぜ市民の声を、策定委員の声を無視し続けるのでしょうか？いったい誰のために水道部は仕事をしているのでしょうか？

#### ＜市民がつくる新水道ビジョン案の方向性＞

◎今あるかけがえない水源、浄水場を継続し、大切に守っていくのが一番良い。災害時にもリスクが分散できるので、この方が優れている。地域水源を守ることで安全でおいしい水が飲めます。

◎まったく不必要なのに、巨額の負担を今後100年にわたって強いられるダム利水からは一刻も早く撤退しましょう。ダムの水は要りません！

#### 伊賀の水源を守る連絡協議会

朝古川水源を守る会、横山水源と玉滝浄水場を守る会、阿保水源を守る会など伊賀各地で立ち上がりつつある市民、住民の連絡協議会です。

代表 奥澤重久（伊賀市下柘植 1693 Tel. 090-8930-1023）

事務局 鎌田陽司（伊賀市種生 2799 Tel. 080-3423-1220 [rajikumar@s3.dion.ne.jp](mailto:rajikumar@s3.dion.ne.jp)）

フェイスブック <https://www.facebook.com/isuiungo/> HP、ブログも開設予定なので、乞うご期待。